

約款番号
C

ご契約のしおり

(更新用)

ジブラルタ生命 コールセンター

0120-37-2269 通話料無料

受付時間 平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00
(日・祝・12/31~1/3を除く)



Gibraltar
ジブラルタ生命

2024年 3 月版

はじめに

- ・この冊子（「ご契約のしおり」（更新用））は「更新」にともなう大切な事柄を記載したものです。ご契約についての大切な事項（更新、保障内容、保険金等をお支払できない場合、諸手続等）をわかりやすくご説明していますので、ご一読のうえ、内容を十分にご確認ください。
- ・「約款」は、ご契約についてのとりきめなどを記載したもので、普通保険約款と特約条項で構成されています。「ご契約のしおり」とあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。
- ・ご不明な点がございましたら、当社までお問い合わせください。

「ご契約のしおり」、 「約款」について

■ご契約のしおり

「ご契約のしおり」は、保険種類・特約に関わらず共通です。

■約款

「約款」は、更新した保険種類・特約から選択してください。

約款の主な変更内容について

2012年4月以降の約款の主な変更内容を記載しています。

2012年4月 約款の主な変更内容について

○「重大事由による解除」条項を改定しました。

2012年4月1日以降の更新契約から、解除の対象となる重大事由に以下の項目を追加し、当社が反社会的勢力との保険取引を解消する根拠の更なる明確化を図りました。

<追加項目>

ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、反社会的勢力^{*1}に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められるとき

- *1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- *2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者もしくは保険金・給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

※重大事由によりご契約が解除された場合、重大事由が生じた以後に、保険金・給付金等のお支払事由または保険料のお払込の免除事由が生じたときは、当社は保険金・給付金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。（上記追加項目の事由にのみ該当した場合で、複数の死亡保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、死亡保険金等のうち、その受取人にお支払することとなっていた死亡保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払します。）すでに保険金・給付金等をお支払していたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込を免除していたときでもその保険料のお払込を求めることができます。

2013年4月 約款の主な変更内容について

○視力矯正を目的とした手術（レーシック手術等）を支払対象外としました。

視力矯正を直接の目的とする手術（レーシック手術等）を支払対象としている手術給付を含む主契約・特約を2013年4月1日以降に更新した場合、更新日以降、同手術を支払対象外といたします。「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイクICKIOL等が含まれます。

○責任開始期前の発病について、規定を明確化しました。

2013年4月1日以降に更新した場合、保障の責任開始期前に生じた疾病について「加入時に正しい告知をいただいた場合」や、「告知の時点で病院等での受診歴がなく、健康診断等で異常を指摘されることがない場合（ただし、その疾病による症状について認識または自覚していた場合を除きます。）」は、責任開始期以後の発病とみなして、保険金等をお支払する場合があります。（ガン^注の診断確定を要件とするお支払事由はこの取扱の対象となりません。）

○約款で規定されている疾病等の分類を最新のものに變更しました。

2013年4月1日以降に更新した場合、約款で規定されている疾病等の分類を最新の「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に基づく分類に変更します。最新の分類を使用することで、疾病等の参照が容易になります。

2014年10月2日 約款の主な変更内容について

○骨髄ドナー給付の給付範囲を拡大しました。

骨髄ドナー給付について、骨髄幹細胞採取手術だけでなく、末梢血幹細胞採取手術もお支払事由に追加いたします。ただし、骨髄ドナー給付の支払限度は1回のみで変更はありません。

○約款で規定されている疾病等の分類を最新のものに変更しました。

2014年10月2日以降に更新した場合、約款で規定されている疾病等の分類を最新の「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に基づく分類に変更します。最新の分類を使用することで、疾病等の参照が容易になります。

※2013年4月1日に変更されなかった一部特約についての変更です。

2017年4月1日 約款の主な変更内容について

○悪性新生物（がん）に関する約款の規定を明確にしました。

悪性新生物の定義に関し、その該当基準を明確にするとともに、対象となる悪性新生物の一覧に現在は悪性として評価されている疾病を追加しました。

○「病院または診療所」には、介護老人保健施設や介護老人福祉施設等は含まれない旨を明記する等、医療保険で使用されている医学的で難解な用語を分かりやすい記載に変更しました。

2019年6月1日 約款の主な変更内容について

○特定疾病のうち、急性心筋梗塞、脳卒中によるお支払事由や保険料の払込免除事由に、所定の手術を加えました。

特定疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）を保障している商品について、急性心筋梗塞または脳卒中の治療のために、所定の手術を被保険者が受けた場合の保障を追加しました。

2020年4月1日 約款の主な変更内容について

○民法（債権関係）改正（2020年4月1日施行）により、一部記載を変更しました。

2020年4月27日 約款の主な変更内容について

○感染症に関する内容について、新型コロナウイルス感染症も対象となる感染症に含めるものとする記載を追加しました。

2021年4月1日 約款の主な変更内容について

○情報端末を用いて書類の提出に代える場合の取扱について

当社に対する請求手続きについて、書面に代えて情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがある記載を追加しました。

2021年5月1日 約款の主な変更内容について

○感染症に関する内容について、新型コロナウイルス感染症に関する特則の規定を変更しました。

2022年4月1日 約款の主な変更内容について**○失効取消制度を導入しました。**

失効取消可能期間（猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日まで）に失効取消にかかる延滞保険料（失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料）のお払込があったときは、保険契約が失効しなかったものとして取扱う制度を導入しました。この場合、診査や告知はありません。

2022年8月1日 約款の主な変更内容について**○指定代理請求人の範囲を拡大しました。**

Memo

ご契約のしおり（更新用）をお読みいただく前に

ご契約のしおりに記載されている各主契約と特約のお支払事由をより詳細にご理解いただくために、約款の主なお支払事由に関連する別表等を「ご参照」欄に掲示しています。別表等は約款に掲載しています。

例 平準定期保険の場合

保険金のお支払			
お支払する保険金	お支払事由	お支払額	お受取になる人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に 高度障害状態 になられたとき	死亡保険金額と同額	被保険者

ご契約が「平準定期保険」の場合、約款番号「C-1」の約款をご覧ください。



約款について

下記約款がこのご契約のしおりに対応しています。ご契約のしおりとあわせてお読みください。

約款番号：C-1 平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険

主契約

平準定期保険普通保険約款
無解約返戻金型平準定期保険

特約・特則

疾病障害による保険料払込免除特約条項/リビング・ニース特約条項/特別条件付保険特約条項/特定障害不担保特約条項/保険金等の支払方法の選択に関する特約条項/指定代理請求特約条項/団体扱特約(A)条項/団体扱特約(B)条項/保険料口座振替特約(O1)条項/保険契約の失効取消に関する特則(I)

別表

別表1～4、6、10

約款番号：C-2 特約用

特約

特定疾病保障定期保険特約条項/災害死亡給付特約条項/傷害特約条項/特定損傷特約条項/新医療保険特約条項/新医療がん特約条項/新医療成人病特約条項/新医療女性疾病入院特約条項/新医療入院一時金特約条項/新医療長期入院特約条項/新医療通院特約条項/介護特約条項/特別条件付保険特約条項

別表

別表1～6、10

約款番号：C-3 一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）

主契約

一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款

特約・特則

疾病障害による保険料払込免除特約条項（一時金給付型医療保険用）/特定疾病保障定期保険特約条項（一時金給付型医療保険用）/特定損傷特約条項（一時金給付型医療保険用）/手術特約条項/入院一時給付特約条項/先進医療特約条項（一時金給付型医療保険用）/リビング・ニース特約条項（一時金給付型医療保険用）/特別条件付保険特約条項/特定障害不担保特約条項/指定代理請求特約条項/団体扱特約(A)条項/団体扱特約(B)条項/保険料口座振替特約(O1)条項/保険契約の失効取消に関する特則(I)

別表

別表1～4、6、10

約款番号：C-4 新医療保険

主契約

新医療保険普通保険約款

特約・特則

疾病障害による保険料払込免除特約条項/平準定期保険特約条項/特定疾病保障定期保険特約条項/災害死亡給付特約条項/傷害特約条項/特定損傷特約条項/新医療がん特約条項/新医療成人病特約条項/新医療女性疾病入院特約条項/新医療入院一時金特約条項/先進医療特約条項（新医療保険用）/新医療長期入院特約条項/新医療通院特約条項/介護特約条項/リビング・ニース特約条項/特別条件付保険特約条項/特定障害不担保特約条項/保険金等の支払方法の選択に関する特約条項/指定代理請求特約条項/団体扱特約（A）条項/団体扱特約（B）条項/保険料口座振替特約（01）条項/保険契約の失効取消に関する特則（I）

別表

別表1～6、10

約款番号：C-5 平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約

特約

平準定期保険特約条項/無解約返戻金型平準定期保険特約条項/特別条件付保険特約条項

別表

別表1～4、6、10

約款番号：C-6 先進医療特約

特約

先進医療特約条項

約款番号：C-7 医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型）

主契約

医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款

特約・特則

疾病障害による保険料払込免除特約条項/特定損傷特約条項/5大生活習慣病特約（14）条項/女性疾病入院特約（14）条項/がん診断一時金特約（14）条項/先進医療特約条項/特別条件付保険特約条項/特定障害不担保特約条項/指定代理請求特約条項/団体扱特約（A）条項/団体扱特約（B）条項/保険料口座振替特約（01）条項/保険契約の失効取消に関する特則（I）

別表

別表1～4、6、10

目次

しおり



約款について 2



主な保険用語のご説明 6



更新について 9



主契約について

- 平準定期保険・無解約返戻金型平準定期保険 14
- 新医療保険 17
- 一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型） 22
- 医療保険 基本タイプ、新教弘医療保険 α シンプルタイプ、
ファミリー教弘医療保険 α シンプルタイプ 29
- 指定代理請求制度について 35
- 被保険者死亡後の給付金等の請求について 38
- 「死亡保険金即日支払サービス」について 39



特約について

- 疾病障害による保険料払込免除特約 42
- 平準定期保険特約・無解約返戻金型平準定期保険特約 44
- 特定疾病保障定期保険特約 45
- 災害死亡給付特約 49
- 傷害特約 50
- 特定損傷特約 51
- 新医療保険特約 52
- 新医療がん特約 54
- 新医療成人病特約 56
- 新医療女性疾病入院特約 58
- 新医療入院一時金特約 59
- 新医療長期入院特約 61
- 新医療通院特約 62
- 介護特約 63
- 手術特約 65
- 入院一時給付特約 67
- 5大生活習慣病特約（14） 69
- 女性疾病入院特約（14） 72
- がん診断一時金特約（14） 73
- 先進医療特約 75
- 就労不能障害特約（無解約返戻金型） 77
- リビング・ニーズ特約 81
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約 84

ご契約のしおり



ご契約について大切なことから

- つぎの場合には保険金・給付金をお支払できず、
また保険料のお払込を免除できません ————— 88
- 「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例 ————— 93



保険金等の請求方法について ————— 99



その他諸制度について

- 個人情報の取扱いについて ————— 104
- 取引時の確認について ————— 105
- 保険契約等に関する情報の共同利用について ————— 106
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による
生命保険契約への影響の可能性について ————— 110
- 「生命保険契約者保護機構」について ————— 112

主な保険用語のご説明

更新について

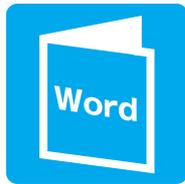
主契約について

特約について

ご契約について大切なことから

保険金等の請求方法について

その他諸制度について



主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたってご覧ください

か

かいやく 解約

ご契約を終了させ、その効力を将来にわたって消滅させることをいいます。

かいやくへんれいきん 解約返戻金

ご契約が解約された場合等に、保険契約者に払い戻されるお金のことをいいます。

けいやくおうとうび 契約応当日

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に相当する日のことです。特に月単位あるいは半年単位の契約応当日といったときは、それぞれ月ごとまたは半年ごとの契約日に相当する日を指します。

けいやくねんれい 契約年齢

契約日における被保険者の年齢で、満年齢で計算します。

(例)24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。

けいやくび 契約日

通常は責任開始日をいい、契約年齢や保険期間等の計算の基準日となります。ただし、保険料のお払込方法<経路>等によっては、契約日と責任開始日が異なる場合があります。

こくちぎむ 告知義務

保険契約者と被保険者がご契約のお申込をされる時等に、現在の健康状態や職業、過去の病歴等、当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままに報告していただく義務を告知義務といいます。

こくちぎむいはん 告知義務違反

告知の際に、事実が告げられなかったときには、当社は告知義務違反として、ご契約を解除することができます。

さ

しつこう 失効

保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込がなく、ご契約の効力が失われることです。

しゅけいやくととくやく 主契約と特約

約款のうち普通保険約款に記載されているご契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法等、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

しんさ 診査

診査医扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただきます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法もあります。

せきにかいしきび 責任開始期(日)

当社が、ご契約上の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

た

だい かい ほ けん りょう そう とう が く
第1回保険料相当額

ご契約のお申込の際にお払いただくお金のことで、ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。

は

はらい こみ き げ つ
払込期月

毎回の保険料をお払いただく期間のことをいいます。月払は月単位、半年払は半年単位、年払は年単位の契約応当日の属する月の初日から末日までです。

ひ ほ けん しゃ
被保険者

生命保険の保障の対象となっている人のことをいいます。

ふっ かつ
復活

失効したご契約を当社の承諾を得て、有効な状態に戻すことをいいます。

ほ けん ぎ ん きゅう ふ ぎ ん
保険金・給付金

被保険者が約款で定めるお支払事由に該当したときにお支払するお金のことをいいます。

ほ けん ぎ ん きゅう ふ ぎ ん う け と り に ん
保険金・給付金受取人

保険契約者が指定した保険金・給付金を受け取る人のことをいいます。

ほ けん けい やく しゃ
保険契約者

当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（たとえば、ご契約内容の変更等の請求権）と義務（たとえば、保険料支払義務）を持つ人のことをいいます。

ほ けん しょう けん
保険証券

ご契約の保険金額や保険期間等、ご契約内容を具体的に記載したものです。

ほ けん ねん ど
保険年度

契約日から起算して満1か年を第1保険年度といたします。以下順次、第2保険年度、第3保険年度、……となります。

ほ けん りょう
保険料

保険契約者から当社にお払いただくお金のことをいいます。

ほ けん りょう き かん
保険料期間

保険料払込期間中の契約応当日（月払、半年払、年払の場合、月ごと・半年ごと・年ごとの契約応当日）からつぎの契約応前日までの期間をいいます。

ま

めん せき じ ゆう
免責事由

被保険者がお支払事由に該当した場合でも、給付金等が支払われないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

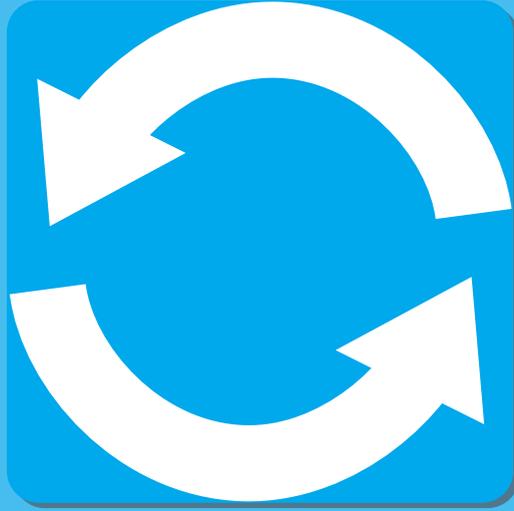
や

やっ かん
約款

“ご契約についてのとりきめ”を記載したものです。

猶予期間

払込期月内に保険料のお払込の都合がつかない場合のために、お払込の猶予期間を設けています。猶予期間内に保険料のお払込がないと保険契約は失効します。なお、猶予期間は保険料払込方法〈回数〉によって異なります。



更新について

更新について

保険契約の更新

- ・下記の保険契約は、保険期間が定期で年満期の場合、保険期間満了日の2週間前までに、保険契約者から保険契約を継続しない旨のお申し出がない限り、保険期間満了日の翌日（更新日）に自動的に更新され継続します。

- ・平準定期保険
- ・新医療保険
- ・一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）
- ・無解約返戻金型平準定期保険
- ・医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型）

■更新の際にクーリング・オフのお取扱はしません。

■最終到達年齢は、つぎのとおりです。

保険契約	最終到達年齢
平準定期保険・無解約返戻金型平準定期保険・ 一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）	80歳
新医療保険・医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型）	90歳

■更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一となります。

- ・ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が当社の定める範囲をこえる場合は当社の定める範囲内で保険期間を短縮して更新します。
- ・当社所定の期間までに保険契約者からお申し出があれば、当社所定の範囲内で保険期間を変更して更新することができます。

■更新後の保険金額、基本給付金額、基本入院給付金日額等は、更新前と同額となります。ただし、当社所定の期間までに保険契約者からお申し出があれば当社の定める範囲内で保険金額、基本給付金額、基本入院給付金日額等を減額して更新することができます。

■更新後の保険料は、更新日における保険料率および被保険者の契約年齢によって計算します。したがって、通常更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。

■更新後の保険契約においては、給付の型、保険金、給付金のお支払、給付金の支払限度、保険料の払込免除、保険金、給付金等の受取人による保険契約の存続、告知義務および告知義務違反による解除の取扱について、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間とは継続したものとしてお取扱します。

■特別条件付保険特約や特定障害不担保特約を付加し、特別な条件をつけてお引受したご契約の更新については、保険金削減期間中である場合を除き、更新前のご契約と同一の条件をつけて更新するものとします。

- 保険契約に付加されている特約の更新については、主契約に準じたお取扱となります。
- ・ ただし、以下の特約のお取扱は次のとおりとなります。

特約名称	最終到達年齢
特定損傷特約	60歳
就労不能障害特約（無解約返戻金型）	65歳

- ・ また、保険期間が定期で更新しない主契約に付加されている場合、更新されない特約があります。
- ・ 更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえる場合、または、更新後の特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢（最終到達年齢）が当社の定める範囲をこえる場合はその限度まで特約の保険期間を短縮して更新します。
- ・ 更新日に当社が特約の締結を取り扱っていない場合には、特約は更新されず、更新の取扱いに準じて、更新日に当社の定める他の特約に変更され継続するものとします。
- 更新日に当社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、保険契約は更新されず、更新の取扱いに準じて、更新日に当社の定める他の保険契約に変更され継続するものとします。
- その他当社の定めるところによります。



ご参照

先進医療特約の更新については、先進医療特約の「先進医療特約の更新について」をご覧ください。



ご注意

つぎの場合は更新されませんのでご注意ください。

- 保険期間満了日までの保険料が払込まれていないとき
- 更新日における被保険者の契約年齢が当社の定める範囲をこえるとき
- 更新後の保険契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が当社の定める範囲をこえるとき
- 更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
- 保険期間が歳満期で定められているとき
- 更新前の保険契約が払済保険へ変更されているとき
- 特別条件付保険特約が付加された契約で、更新日においても保険金削減期間中であるとき

保険期間満了時における保険期間の延長

- ・ 下記の保険期間が定期型の保険契約は、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにお申し出いただくことにより、当社の定める範囲内にて、被保険者の選択を受けることなく保険期間を延長することができます。

- ・ 新医療保険
- ・ 医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型）

- 保険契約が年満期契約の場合で、保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が60歳をこえるときは、このお取扱をしません。



- このお取扱については、上記のほか、当社所定の範囲内でのお取扱となります。したがって、予告なくこのお取扱を変更し、または停止する可能性があります。



主契約について

平準定期保険・無解約返戻金型平準定期保険

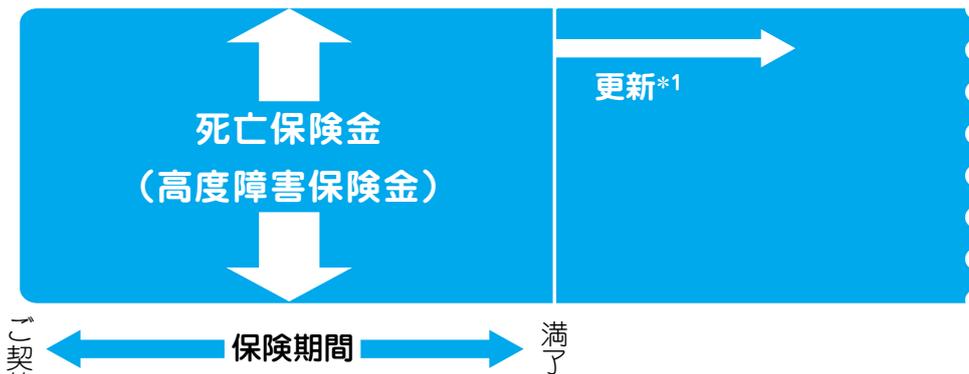
特 徴

- 保険期間中に被保険者が死亡されたときまたは所定の高度障害状態になられたときに、死亡保険金または高度障害保険金を支払うことを主な内容とする定期保険です。
- 年満期（5年、10年満期等）のご契約については保険期間が満了したときに、当社所定の範囲内で自動的にご契約を更新することができます。

※この保険は無配当保険です。
 ※満期保険金はありません。
 ※無解約返戻金型平準定期保険には解約返戻金はありません。

し く み

保険期間が年満期（5年、10年満期等）の場合



*1 詳細については更新についてのページをご覧ください。

保 険 金 の お 支 払

お支払する保険金	お支払事由	お支払額	お受取になる人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に 高度障害状態 になられたとき	死亡保険金額と同額	被保険者



高度障害状態

>>> 別表1 参照



ご注意

- 死亡保険金および高度障害保険金は重複してお支払しません。
- 高度障害保険金をお支払した場合は、保険契約は、高度障害状態になられた時から消滅したものとします。

■保険金のお支払については、一時支払のほか、特約を付加することにより年金支払および据置支払もお取扱しております。詳しくは、保険金等の支払方法の選択に関する特約をご覧ください。

■無解約返戻金型平準定期保険には解約返戻金はありません。



ご注意

- 無解約返戻金型平準定期保険には、以下のお取扱はありません。
 - ・保険料の自動振替貸付
 - ・払済保険への変更
 - ・契約者貸付
- 無解約返戻金型平準定期保険には、以下に記載する事項につきましても解約返戻金はありません。
 - ・保険金額の減額
 - ・告知義務違反または重大事由による解除

保険料の払込免除

■被保険者がつぎの保険料の払込免除事由に該当したときは、以後の保険料のお払込が免除されます。

保険料の払込免除事由

被保険者が、責任開始期以後に発生した**不慮の事故**を原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に**身体障害の状態**に該当したとき



ご参照

不慮の事故

>>> 別表2参照

身体障害の状態

>>> 別表3参照

付加できる主な特約

■ 平準定期保険・無解約返戻金型平準定期保険の主な特約はつぎのとおりです。

特約名	保障内容の概略
疾病障害による保険料払込免除特約	疾病による身体障害に対する保障を充実させるための特約
特定疾病保障定期保険特約	がん・急性心筋梗塞・脳卒中にそなえるための特約
災害死亡給付特約	災害による死亡・高度障害に対する保障を充実させるための特約
傷害特約	災害による死亡・身体障害に対する保障を充実させるための特約
特定損傷特約	骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療にそなえるための特約
新医療保険特約	病気や災害による入院や手術にそなえるための特約
新医療がん特約	がんの治療にそなえるための特約
新医療成人病特約	特定の疾病による入院等の保障を充実させるための特約
新医療女性疾病入院特約	特定の疾病による入院の保障を充実させるための特約
新医療入院一時金特約	病気や災害による入院の初期にそなえるための特約
新医療長期入院特約	長期の入院にそなえるための特約
新医療通院特約	退院後の通院にそなえるための特約
介護特約	介護にそなえるための特約
リビング・ニーズ特約	死亡保険金を所定の状態のときに受け取るための特約



各特約の保障内容の詳細については、「ご契約のしおり」の「特約について」をご覧ください。

新医療保険

新医療保険（180日型）

特徴

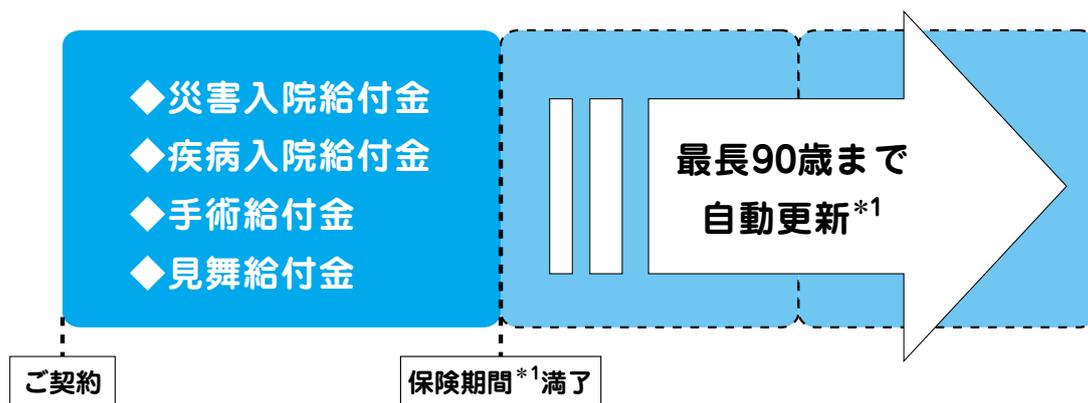
- 新医療保険は病気やケガによる入院または所定の手術にそなえる保険です。
- 1泊2日からの入院を保障します。

※この保険は無配当保険です。

しくみ

新医療保険は下記の給付金により構成されています。

新医療保険【定期型】



*1 保険期間が歳満期で定められているときは更新されません。



ご参照

各給付金の説明

>>> 次ページ「給付金のお支払」をご覧ください。



ご注意

- 主契約（新医療保険）のみにご加入の場合は、死亡保険金・高度障害保険金はありません。
- 死亡保障はオプションとなっておりますので、死亡保障のある特約を付加した場合のみ、死亡・高度障害になられたときに保険金が支払われます。

主な
保険
用
語
の
ご
説
明

更
新
に
つ
い
て

主
契
約
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約について大切なことがら

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

給付金のお支払

お支払する給付金	お支払事由	お支払する給付金額	お受取になる人
災害入院給付金	被保険者が責任開始期以後に生じた 不慮の事故 による傷害で事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額 × 入院日数	被保険者
疾病入院給付金	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病で2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額 × 入院日数	被保険者
手術給付金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病で 所定の手術 を受けられたとき、または骨髄幹細胞を移植することを目的として責任開始期からその日を含めて1年を経過した日以後に 骨髄幹細胞採取手術 *1を受けられたとき	手術の種類により、 基本入院給付金日額 × 10・20・40 (手術給付倍率)	被保険者
見舞給付金	つぎのいずれかに該当したとき ①被保険者が保険期間中に災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院をしたとき ②被保険者が保険期間中に手術給付金が支払われる手術を受けたとき。ただし、①により見舞給付金が支払われる入院において、その入院中に受けた手術を除きます。	お支払事由に該当した現在の、 基本入院給付金日額	被保険者

* 1 末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。



ご参照

不慮の事故

>>> 別表2参照

所定の手術

>>> 別表5参照

手術給付倍率

>>> 別表5参照

- 短期入院保障特則が付加されていますので、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します（この特則を解約することはできません）。
- 1回の入院についてのお支払日数の限度、支払日数を通算した通算支払限度は、災害入院給付金・疾病入院給付金それぞれについてつぎのとおりとします。

給付金	日型	1入院の支払限度	通算支払限度
災害入院給付金 疾病入院給付金	180日型	180日	1,095日

※新医療成人病特約、新医療女性疾病入院特約を付加した場合、特約の1入院支払限度は主契約と同じです。

- 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院で、2日以上継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして災害入院給付金をお支払します。
- 疾病入院給付金の対象となる入院には、異常分娩による入院、不慮の事故の日から180日を経過した後に開始した入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
- 同一の疾病によって2日以上継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして疾病入院給付金をお支払します。ただし、最終の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- お支払事由の対象となる手術は、別表5に定められている手術に限られ、お支払事由の対象とならない手術もあります。なお、同時に2種類以上の手術を受けたときは、もっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金が支払われます。
- **骨髄幹細胞採取手術^{*1}**による手術給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、**骨髄幹細胞採取手術^{*1}**による手術給付金のお支払対象にはなりません。
 - *1 末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。

- 視力矯正を直接の目的とする手術は、手術給付金のお支払事由の対象にはなりません。

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイキックIOL等が含まれます。



ご注意

- 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じたときでも、疾病入院給付金をお支払する期間に対しては、災害入院給付金はお支払しません。

ご契約のしおり

主な
保険
用語
の
説明

更新
について

主
契約
について

特
約
について

ご
契約
につ
いて
大
切
な
こ
と
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
につ
いて

そ
の
他
諸
制
度
につ
いて

■災害入院給付金・疾病入院給付金・手術給付金のお支払は、**病院・診療所**での入院・手術に限ります。



ご参照

病院・診療所



新医療保険普通保険約款附則1の3参照

保険料の払込免除

■つぎの場合には、当社は保険料のお払込を免除します。

保険料の払込免除事由

- 1 被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に**高度障害状態**になられたとき
- 2 被保険者が、責任開始期以後に発生した**不慮の事故**による傷害を原因として、保険料払込期間中にその事故の日から180日以内に**身体障害の状態**になられたとき



ご参照

高度障害状態



別表1参照

不慮の事故



別表2参照

身体障害の状態



別表3参照

付加できる主な特約

■新医療保険の主な特約はつぎのとおりです。

特約名	保障内容の概略
疾病障害による保険料払込免除特約	疾病による身体障害に対する保障を充実させるための特約
平準定期保険特約	死亡・高度障害にそなえるための特約
特定疾病保障定期保険特約	がん・急性心筋梗塞・脳卒中にそなえるための特約
災害死亡給付特約	災害による死亡・高度障害に対する保障を充実させるための特約
傷害特約	災害による死亡・身体障害に対する保障を充実させるための特約
特定損傷特約	骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療にそなえるための特約
新医療がん特約	がんの治療にそなえるための特約
新医療成人病特約	特定の疾病による入院等の保障を充実させるための特約
新医療女性疾病入院特約	特定の疾病による入院の保障を充実させるための特約
新医療入院一時金特約	病気や災害による入院の初期にそなえるための特約
新医療長期入院特約	長期の入院にそなえるための特約
新医療通院特約	退院後の通院にそなえるための特約
介護特約	介護にそなえるための特約
先進医療特約	先進医療による療養にそなえるための特約
リビング・ニーズ特約	死亡保険金を所定の状態のときに受け取るための特約



ご参照

各特約の保障内容の詳細については、「ご契約のしおり」の「特約について」をご覧ください。

一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）

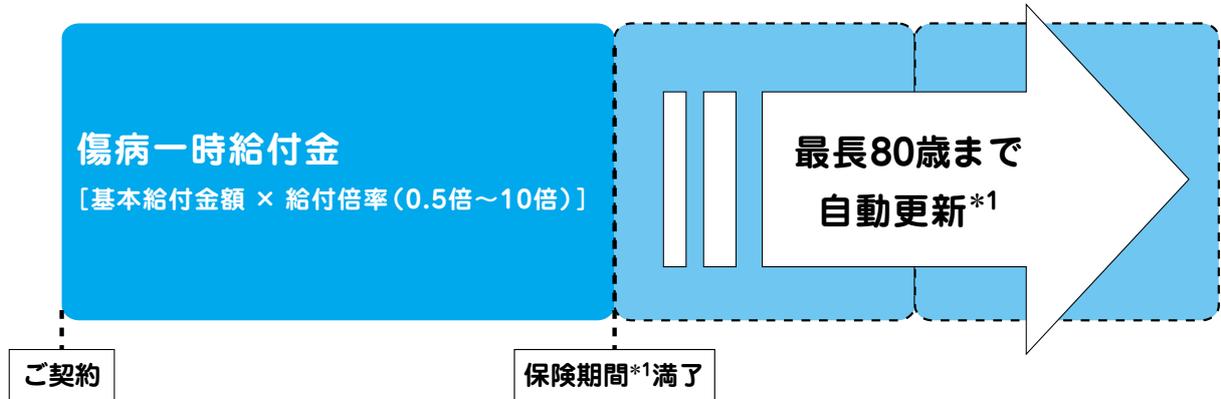
特 徴

- 一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）は、病気やケガによる入院や治療にそなえることを主な目的とした医療保険です。
- 治療を目的として所定の入院をし、かつ、その入院の原因となった傷病名が診断確定された場合に、入院日数にかかわらず、入院の原因となった傷病の種類に応じて給付金（傷病一時給付金）をお支払します。
- 保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことで、低廉な保険料を実現しています。
- この保険に特約を付加することで、保障を充実させることができます。

※この保険は無配当保険です。

し く み

一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）【定期タイプ】



* 1 保険期間が歳満期で定められているときは更新されません。

ご参照 [傷害一時給付金の説明](#) >>> 次ページ「給付金のお支払」をご覧ください。

ご注意 ●主契約（一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型））のみにご加入の場合は、死亡保険金・高度障害保険金はありません。

給付金のお支払

一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）の給付金のお支払はつぎのとおりです。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
傷病一時 給付金	<p>被保険者が保険期間中につきの①、②いずれかに該当する入院をし、かつ、その入院の直接の原因となった傷害または疾病が傷病に該当すると医師によって診断確定されたとき</p> <p>①責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院</p> <p>②責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的とする入院</p>	<p>入院1回につき、その入院の開始日現在の、 基本給付金額*1 × 所定の 給付倍率 (0.5倍～10倍)</p>	被保険者

*1 この保険の傷病一時給付金、保険料、解約返戻金その他を計算する場合の基準となるものです。

- 入院には「日帰り入院」を含みます。なお、「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一となる入院であり、お支払事由に該当する入院かどうかについて、当社では入院基本料のお支払の有無等を参考にして判断します。
- 傷病一時給付金の対象となる入院には、異常分娩による入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
- 通算支払限度は、支払われた傷病一時給付金の給付倍率を通算して100倍とします。また、傷病一時給付金を通算支払限度に達した場合、この保険は消滅します。

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約に大切なこと

保険金等の請求方法について

その他諸制度について



傷病	>>>	一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則4* ² 参照 「診断確定」とは、医師が、その疾病等に特有の診断基準を満たしていること、もしくは血液検査所見、病理組織診断所見、画像診断所見等の他覚的な所見から直接的に、対象となる疾病に罹患しているまたは傷害に該当していると判断することをいいます（一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則1の2、参照）。
診断確定	>>>	同上
不慮の事故	>>>	別表2参照
所定の給付倍率	>>>	一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則4* ² 参照

* 2 一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則4はつぎの項目ごとに対象となる傷病を分類して、記載しています。

<給付対象傷病項目一覧>

項 目	傷病番号
1. 脳および神経系	1-20
2. 眼およびその付属器	21-32
3. 耳およびその付属器	33-41
4. 心臓および血管系	42-67
5. 肺、気管支および呼吸系	68-87
6. 消化管	88-114
7. 肝、胆および膵	115-126
8. 腎および泌尿器	127-136
9. 妊娠分娩に関連しない女性疾患	137-150
10. 妊娠分娩に関連した疾患	151-156
11. 男性疾患	157-164
12. 骨、筋および結合組織	165-192
13. 皮膚の疾患	193-209
14. 感染症、代謝、内分泌、血液系および膠原病など全身にわたる疾患	210-230
15. 外傷	231-276
16. その他の新生物	277-280
17. 上記以外のその他の傷病	281

- 1回の入院について、その入院の直接の原因となる傷病が2つ以上ある場合は、給付倍率のもっとも高い傷病1種類を直接の原因として入院したものとみなし、当該傷病1種類に対してのみ傷病一時給付金をお支払します。

【例1】（基本給付金額 5万円）

糖尿病（傷病番号221、給付倍率4倍）および大腿骨骨折（傷病番号234、給付倍率9倍）で入院した場合

給付倍率のもっとも高い傷病1種類に対してのみのお支払となります。
この場合には「大腿骨骨折」に対して傷病一時給付金45万円（基本給付金額5万円×9）をお支払します。

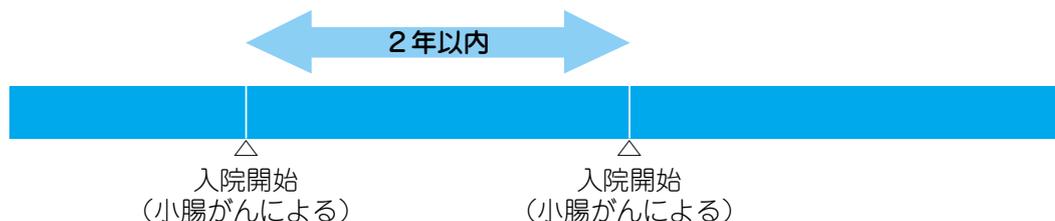


- 傷病一時給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷病が同一かまたは**医学上重要な関係**があると当社が認めたときは、それらを1回の入院とみなします。ただし、傷病一時給付金が支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

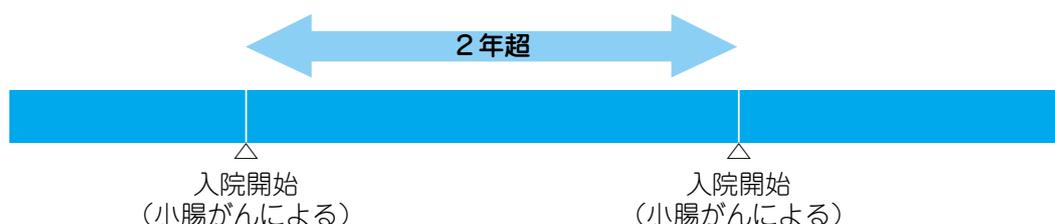
【例2】（基本給付金額 5万円）

小腸がん（傷病番号104、給付倍率3倍）で複数回入院した場合

- ①最初の入院開始から2年以内に、つぎの入院を開始したため、1回の入院とみなします。
この場合には「小腸がん」に対して傷病一時給付金15万円（基本給付金額5万円×3）をお支払します。



- ②最初の入院開始から2年をこえて、つぎの入院を開始したため、新たな入院とみなします。
この場合には「小腸がん」に対して傷病一時給付金15万円を2回お支払します。

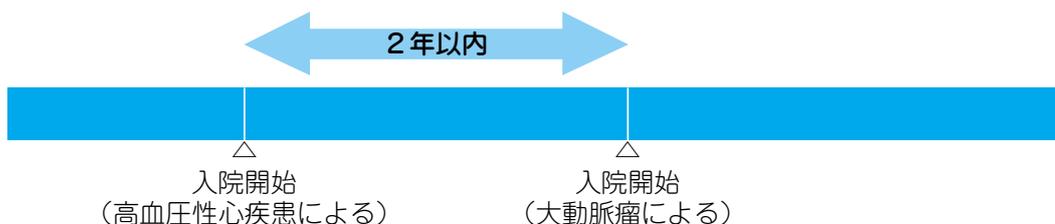


- 傷病一時給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷病が下記の①、②のいずれにも該当する場合には、給付倍率のもっとも高い傷病1種類を直接の原因として開始した1回の入院とみなして、当該傷病1種類に対してのみ傷病一時給付金をお支払します。
 - ①それぞれの入院の直接の原因となった傷病が同一かまたは**医学上重要な関係**があるとき
 - ②それぞれの入院の直接の原因となった傷病の給付倍率が異なるとき

【例3】（基本給付金額 5万円）

高血圧性心疾患（傷病番号52、給付倍率3倍）で入院したあと、**医学上重要な関係がある大動脈瘤**（傷病番号42、給付倍率10倍）で入院した場合

給付倍率のもっとも高い傷病1種類に対してのみのお支払となります。
 この場合には「大動脈瘤」に対して傷病一時給付金50万円（基本給付金額5万円×10）をお支払します。



- この保険は保険料払込中無解約返戻金型ですので、**保険料払込期間中の解約返戻金はありません。**
- 傷病一時給付金のお支払は、**病院・診療所**での入院に限ります。



医学上重要な関係	>>> 一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則1の5. 参照
病院・診療所	>>> 一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則1の4. 参照

保険料の払込免除

■ つぎの場合には、当社は保険料のお払込を免除します。

保険料の払込免除事由

- ① 被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に**高度障害状態**Ⓜになられたとき
- ② 被保険者が、責任開始期以後に発生した**不慮の事故**Ⓜによる傷害を原因として、保険料払込期間中にその事故の日から180日以内に**身体障害の状態**Ⓜになられたとき



ご参照

高度障害状態

>>> 別表1 参照

不慮の事故

>>> 別表2 参照

身体障害の状態

>>> 別表3 参照

付加できる主な特約

■一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）の主な特約はつぎのとおりです。

特約名	保障内容の概略
疾病障害による保険料払込免除特約	疾病による身体障害に対する保障を充実させるための特約
特定疾病保障定期保険特約	がん・急性心筋梗塞・脳卒中にそなえるための特約
特定損傷特約	骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療にそなえるための特約
手術特約	所定の手術にそなえるための特約
入院一時給付特約	病気や災害による入院にそなえるための特約
先進医療特約	先進医療による療養にそなえるための特約
リビング・ニーズ特約	死亡保険金を所定の状態のときに受け取るための特約

 **ご参照** 各特約の保障内容の詳細については、「ご契約のしおり」の「特約について」をご覧ください。

医療保険 基本タイプ*1、新教弘医療保険α シンプルタイプ*1（教職員向け）、 ファミリー教弘医療保険α シンプルタイプ*1（ご家族向け）

*1 医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型）A型

特 徴

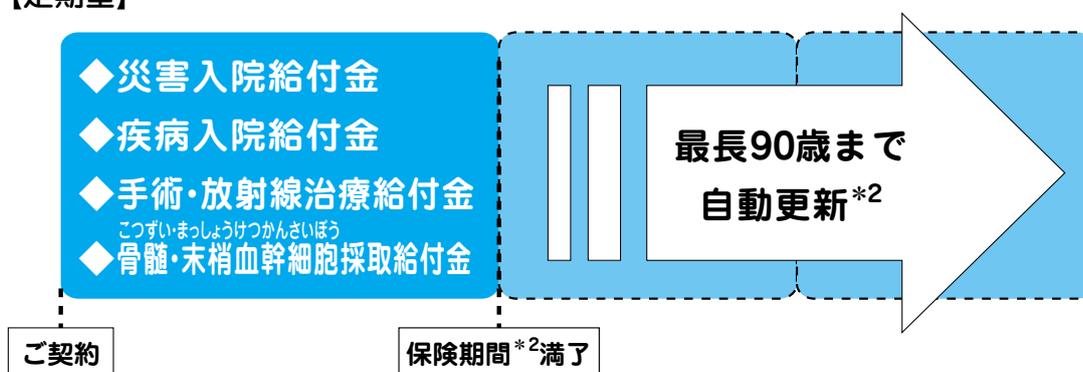
- ケガや病気による入院、手術または放射線治療にそなえる保険です。
- 入院10日目までは、一律で10日分の入院給付金をお支払します。
- 公的医療保険の対象となる約1,000種類の手術や放射線治療を受けた場合、入院の有無にかかわらず、手術・放射線治療給付金をお支払します。
- 骨髄・末梢血ドナーとして、骨髄幹細胞採取手術や末梢血幹細胞採取手術を受けた場合、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金をお支払します。
- 保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことで、低廉な保険料を実現しています。

※この保険は無配当保険です。

し く み

医療保険 基本タイプは下記の給付金により構成されています。

【定期型】



*2 保険期間が歳満期で定められているときは更新されません。



ご参照

各給付金の説明

>>> 次ページ「給付金のお支払」をご覧ください。



ご注意

- この保険に、死亡保険金・高度障害保険金はありません。
- 当社は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの保険のお支払事由を変更する場合があります。

主な
保険
用
語
の
ご
説
明

更
新
に
つ
い
て

主
契
約
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

給付金のお支払

1 災害入院給付金・疾病入院給付金について

お支払する給付金	お支払事由	お支払する給付金額	お受取になる人
災害入院給付金	被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害で事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額 × 入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、 基本入院給付金日額 × 10	被保険者
疾病入院給付金	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病で2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額 × 10	被保険者

- 災害入院給付金・疾病入院給付金は、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します。
- 災害入院給付金・疾病入院給付金は、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍をお支払します。
- 1回の入院についてのお支払日数の限度、支払日数を通算した通算支払限度は、災害入院給付金・疾病入院給付金それぞれについてつぎのとおりとします。

給付金	お支払事由	1入院の支払限度	通算支払限度
災害入院給付金	ケガによる入院	60日	1,095日
疾病入院給付金	疾病による入院	60日	1,095日

- 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院で、2日以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして災害入院給付金をお支払します。
- 疾病入院給付金の対象となる入院には、異常分娩による入院、不慮の事故の日から180日を経過した後に開始した入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
- 同一の疾病によって2日以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして疾病入院給付金をお支払します。ただし、最終の入院の退院日（入院日数が2日以上10日以下の場合、入院開始の日からその日を含めて10日目の日）の翌日から180日

を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。



ご参照

不慮の事故

>>> 別表2 参照



ご注意

- 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じたときでも、災害入院給付金をお支払する期間に対しては、疾病入院給付金はお支払しません。

2 手術・放射線治療給付金、骨髄・抹消血幹細胞採取給付金について

お支払 する給付金	お支払事由	お支払する給付金額	お受取り になる人
手術・ 放射線治療 給付金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病で公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を受けられたとき	①入院日数が2日以上 の継続した入院 中に手術を受けた 場合、 基本入院給付金日額 × 20 ②①以外で手術を受 けた場合、 基本入院給付金日額 × 5 ③放射線治療を受け た場合、 基本入院給付金日額 × 10	被保険者
骨髄・ 末梢血幹 細胞採取 給付金	被保険者が責任開始期からその日を含めて1年を経過した日以後に骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術を受けられたとき	基本入院給付金日額 × 20	被保険者

■ 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、つぎの手術は手術・放射線治療給付金の支払対象となりません。

- ア. 創傷処理
- イ. 皮膚切開術
- ウ. デブリードマン
- エ. 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術
- オ. 抜歯手術
- カ. 分娩時における会陰（陰門）切開および縫合術ならびに分娩時における会陰（膣壁）裂創縫合術
- キ. 外耳道異物除去術
- ク. 鼻内異物摘出術
- ケ. 涙点の閉鎖術
- コ. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術

- 「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けられた時点において、厚生労働省告示に基づき定められているものをいいます。
 - 同一の日に2以上の手術を受けた場合は、手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払します。
 - 同一の手術を2回以上受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも、**手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術*1**に該当するときは、それらの手術については手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払します。
 - 同一の手術を2回以上受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表において**手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術*1**に該当するときは、その手術については、その手術を受けた1日目についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払します。
- *1 詳細については、当社ホームページ（<https://www.gib-life.co.jp/>）でご覧いただけます。
- 放射線治療を受けた場合で、その放射線治療が放射線を常時照射する治療であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として手術・放射線治療給付金をお支払します。この場合、その1回の放射線治療については、その放射線治療の開始日に受けたものとみなします。
 - 放射線治療を複数回受けた場合、手術・放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、手術・放射線治療給付金をお支払しません。

- 視力矯正を直接の目的とする手術は、手術・放射線治療給付金のお支払事由の対象にはなりません。

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイキックIOL等が含まれます。



ご注意

- 骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄・末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払対象にはなりません。

- 災害入院給付金、疾病入院給付金、手術・放射線治療給付金、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払は、**病院・診療所**での入院、手術、放射線治療に限ります。

- この保険には、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。



ご参照

病院・診療所



医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款第1条（3）参照

保険料の払込免除

■ つぎの場合には、当社は保険料のお払込を免除します。

保険料の払込免除事由

- ① 被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に**高度障害状態** ④ になられたとき
- ② 被保険者が、責任開始期以後に発生した**不慮の事故** ④ による傷害を原因として、保険料払込期間中にその事故の日から180日以内に**身体障害の状態** ④ になられたとき



ご参照

高度障害状態

>>> 別表1参照

不慮の事故

>>> 別表2参照

身体障害の状態

>>> 別表3参照

主な付加特約

■ 医療保険 基本タイプの主な特約はつぎのとおりです。

特約名	保障内容の概略
疾病障害による保険料払込免除特約	疾病による身体障害に対する保障を充実させるための特約
特定損傷特約	骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療にそなえるための特約
5大生活習慣病特約(14)	特定の疾病による入院等の保障を充実させるための特約
女性疾病入院特約(14)	特定の疾病による入院の保障を充実させるための特約
がん診断一時金特約(14)	がんの治療にそなえるための特約
先進医療特約	先進医療による療養にそなえるための特約



ご参照

各特約の保障内容の詳細については、「ご契約のしおり」の「特約について」をご覧ください。

指定代理請求制度について

保険契約者が主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人を指定することにより、所定の保険金等の受取人が保険金等をご請求できない所定の事情があるときに、保険金等の受取人にかわり指定代理請求人がご請求を行うことができる制度です。

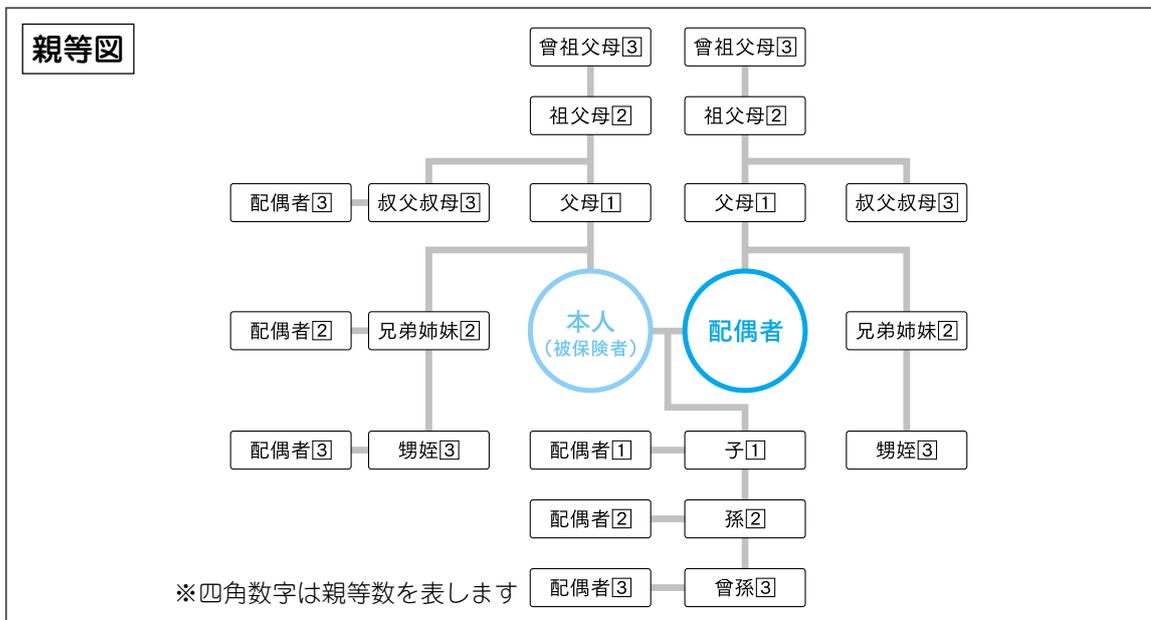
指定代理請求人について

・指定代理請求人は1名とし、つぎの〈指定代理請求人の範囲〉から指定していただきます。

〈指定代理請求人の範囲〉

- ①主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- ②主契約の被保険者の3親等内の親族
- ③主契約の被保険者と同居し、または生計を一にしている上記①または②に準ずる者として当社が認めた者
- ④上記①～③のほか、主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者

※保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更指定することができます。



ご注意

- 指定代理請求特約による代理請求を確実にを行うため、指定代理請求人を指定・変更した場合、指定代理請求人になられた方に対して、必ず「指定した」ことをお伝えください。

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約について大切なこと

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

代理請求が可能なケースについて

1 指定代理請求人による代理請求

- ・ つぎの〈保険金等の受取人が保険金等をご請求できない事情〉の①～③のいずれかに該当する場合には、あらかじめ指定した指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等のご請求を行うことができます。

〈保険金等の受取人が保険金等をご請求できない事情〉

- ① 保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ② 当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- ③ その他、①または②に準じる状態であると当社が認めた場合



ご注意

- 故意に保険金等のお支払事由（保険料の払込免除事由を含みます）を生じさせた者、または故意に保険金等の受取人を保険金等をご請求できない上記の状態に該当させた者は、代理請求を行うことができません。

2 保険金等の受取人の戸籍上の配偶者等による代理請求

- ・ ①の〈保険金等の受取人が保険金等をご請求できない事情〉の①～③のいずれかに該当し、さらに、指定代理請求人による代理請求ができない、つぎのいずれかに該当する場合には保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には、その受取人と生計を一にする者）が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

- ① 指定代理請求人が保険金等のご請求時において、すでに死亡されている場合
- ② 指定代理請求人が保険金等のご請求時において、[指定代理請求人について](#)の〈指定代理請求人の範囲〉の範囲外である場合
- ③ 指定代理請求人が指定されていない場合

主な
保険
用語
の
ご
説
明更
新
に
つ
い
て主
契
約
に
つ
い
て特
約
に
つ
い
てご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
てそ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

代理請求ができる保険金等について

・この特約の対象となる保険金等*¹はつぎの範囲内となります。

* 1 保険金、給付金、年金、保険料の払込免除を含み、給付の名称のいかんを問いません。

- ①主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等
- ②主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除



- 保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は、保険契約者）が法人である保険金等については、この制度による代理請求はできません。

被保険者死亡後の給付金等の請求について

被保険者が死亡された場合でも、被保険者が受取人となっている給付金等については、以下のとおりご請求が可能となっております。

被保険者の法定相続人のうちつぎの順位で定まる代表者からご請求を行っていただきます（その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします）。

- ① 終身保険特約・低解約返戻金特則付特定疾病保障終身保険特約・平準定期保険特約・特定疾病保障定期保険特約・介護特約が付加されている場合には、特約死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
- ② 指定代理請求人（主契約に指定代理請求特約が付加され、指定代理請求人が指定または変更指定されているとき）
- ③ 戸籍上の配偶者
- ④ 法定相続人の協議により定めた者



ご注意

- 当社が給付金等を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその給付金等のご請求を受けても、当社はこれをお支払しません。
- 故意に給付金等のお支払事由を生じさせた者、または故意に被保険者を死亡させた者は、被保険者の法定相続人の代表者としてのお取扱を受けることができません。
- 給付金等の受取人が法人である場合は、このお取扱をしません。

「死亡保険金即日支払サービス」について

葬儀費用等のお急ぎのお支払にお役立ていただけますよう、死亡保険金については「死亡保険金即日支払サービス」のお取扱をしております。

「死亡保険金即日支払サービス」のお取扱要領はつぎのとおりです。

お取扱の対象となるご契約

- ・ 責任開始日（復活または復旧の取扱が行われた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始日）から2年を経過しているご契約
- ・ 死亡保険金受取人が単独指定されているご契約
- ・ 死亡保険金受取人が法人または個人事業主ではないご契約
- ・ 死亡保険金受取人が未成年ではないご契約
- ・ 有効中のご契約（保険料払込猶予期間中の死亡、払済・延長定期契約も含まれます）
- ・ 当社が定める保険種類

お取扱の対象外となるご契約

- ・ 死亡保険金受取人が複数人指定されているご契約および法定相続人へのお支払となる場合は、お取扱しません。
- ・ 死亡保険金をお支払できない可能性があるご契約や取消、無効または解除の可能性があるご契約はお取扱できません。
- ・ 死亡保険金受取人の死亡保険金のご請求に関する行為能力または死亡保険金の請求権に制限のあるご契約はお取扱できません（質権設定中契約または死亡保険金請求権差押契約等はお取扱できません）。

このサービスでお支払する死亡保険金について

- ・ 死亡保険金等の金額を通算して被保険者ごとに当社所定の金額を上限とし、死亡保険金等の全部または一部をお支払します。
- ・ このサービスの対象とならない保険金等もあります。
- ・ お取扱する回数は、1契約につき1回に限ります。
- ・ 死亡日より2週間以内にお申し出いただいたご契約に限ります。
- ・ このサービスによる死亡保険金の請求書類は、当社までお問合せください。
- ・ このサービスを利用して死亡保険金等の一部をお支払した場合の残額は、約款所定の請求書類のご提出後にお支払します。

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約について大切なことから

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

主な
保険
用語
の
ご
説
明

更
新
に
つ
い
て

主
契
約
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

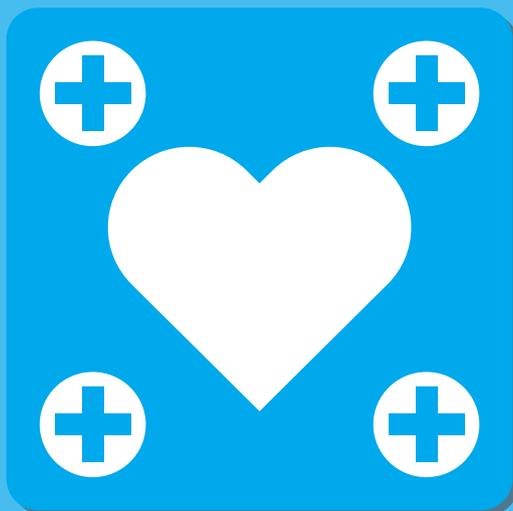
そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て



ご注意

- ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によりましては、死亡保険金はその日のうちにお支払できない場合もございます。
- その他当社の定めるところによります。

死亡保険金等のお支払事由が発生し、このお取扱を希望される場合には、すみやかに当社にご連絡ください。



特約について

特約の
保
内
容

疾病障害による保険料払込免除特約

疾病による身体障害に対する保障を充実させるための特約

特 徴

この特約を付加された場合には、主契約の保険料の払込免除事由に該当したときのほか、疾病によりつぎのいずれかの状態に該当したときにも、以後の保険料のお払込を免除します。

保 険 料 の 払 込 免 除 事 由

被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として身体障害の状態に該当したとき

お払込の免除の対象となる身体障害の状態

- ① 1 眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- ③ 1 上肢を手関節以上で失ったか、または 1 上肢の用もしくは 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの
- ④ 1 下肢を足関節以上で失ったか、または 1 下肢の用もしくは 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの
- ⑤ 10 手指の用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 1 手の 5 手指を失ったか、または第 1 指（母指）および第 2 指（示指）を含んで 4 手指を失ったもの
- ⑦ 10 足指を失ったもの
- ⑧ 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- ⑨ 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの
- ⑩ 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
- ⑪ 心臓に人工弁を置換したもの
- ⑫ 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの
- ⑬ ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの
- ⑭ 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの



ご参照

身体障害の状態

>>> 疾病障害による保険料払込免除特約条項 附則参照

■ 保険料の計算について

- ① この特約の保険料は、主契約（保険料一時払の主契約は含みません）および同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の合計額に基づいて計算されます。
- ② 主契約および同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の額に変更があった場合には、この特約の保険料も更改されます。

※就労不能障害特約（無解約返戻金型）は含まれません。

■ 保険期間および保険料払込期間について

この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の責任開始期から、この特約が付加されている主契約および同一の主契約に付加されている他の特約の保険料払込期間がすべて満了するときまでとなります。

※就労不能障害特約（無解約返戻金型）は含まれません。



ご注意

●この特約には解約返戻金はありません。

保険料のお払込を免除できない場合

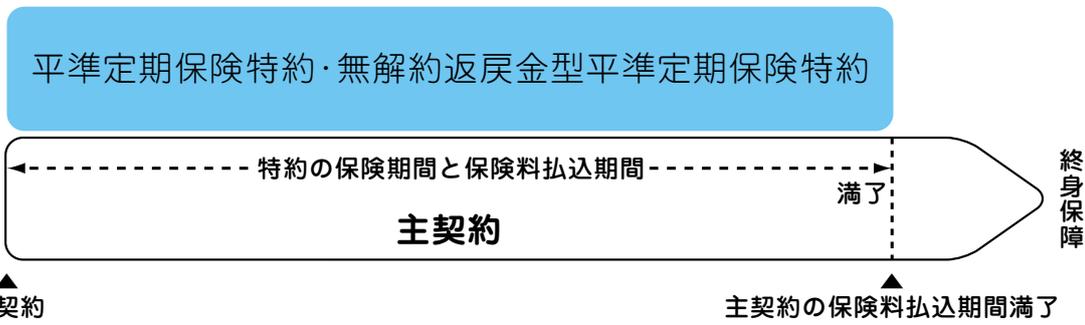
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって前ページ記載の「お払込の免除の対象となる身体障害の状態」になられたとき
- ② 被保険者の薬物依存によって前ページ記載の「お払込の免除の対象となる身体障害の状態」になられたとき

※告知義務違反による解除、重大事由による解除につきましては、主契約の取扱に準じます。

特約の障
保内 容

平準定期保険特約・
無解約返戻金型平準定期保険特約

死亡・高度障害にそなえるための特約



特約の保険期間中に被保険者が、つぎの事由に該当したときは、保険金をお支払します。

お支払する 保険金	お支払事由	お支払額	お受取に なる人
特約死亡 保険金	被保険者が、特約の保険期間中に死亡されたとき	特約の 死亡保険 金額	主契約の 死亡保険金 受取人
特約高度障害 保険金	被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、特約の保険期間中に 高度障害状態 になられたとき	特約の死 亡保険金 額と同額	主契約の高 度障害保険 金の受取人

■無解約返戻金型平準定期保険特約には、解約返戻金はありません。

■特約死亡保険金・特約高度障害保険金は重複してお支払しません。



ご参照

高度障害状態

>>> 別表 1 参照



ご注意

●無解約返戻金型平準定期保険特約には、以下のお取扱はありません。

- ・ 保険料の自動振替貸付
- ・ 延長定期保険への変更
- ・ 払済保険への変更
- ・ 契約者貸付の取扱

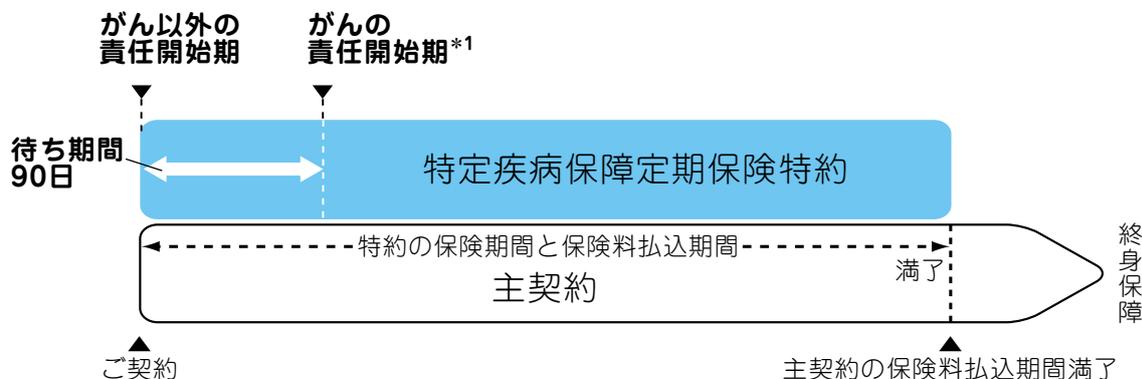
●無解約返戻金型平準定期保険特約には、以下に記載する事項につきましても解約返戻金はありません。

- ・ 主契約または特約の解約
- ・ 告知義務違反または重大事由による解除
- ・ 特約保険金額の減額
- ・ 主契約の消滅にともなう特約の消滅

特約の
保
内
容

特定疾病保障定期保険特約

がん・急性心筋梗塞・脳卒中にそなえるための特約



* 1 悪性新生物(がん)についてはこの特約の責任開始日から、その日を含めて90日目の日の翌日から保障します。

※主契約が終身型の場合の例です

つぎの事由に該当したときは、保険金をお支払します。

お支払する保険金	お支払事由	お支払する保険金額	お受取になる人
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡されたとき	特約保険金額	主契約の死亡保険金受取人*2
特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に、 高度障害状態 ④ になられたとき	特約保険金額	主契約の高度障害保険金の受取人*3
特約特定疾病保険金	①悪性新生物(がん) ②急性心筋梗塞 ③脳卒中	特約保険金額	主契約の高度障害保険金の受取人*3

* 2 主契約が、新医療保険、一時金給付型医療保険(保険料払込中無解約返戻金型)の場合には、「特約死亡保険金受取人」と読み替えます。

* 3 主契約が新医療保険の場合には、「被保険者」と読み替えます。主契約が一時金給付型医療保険(保険料払込中無解約返戻金型)の場合には、「主契約の傷病一時給付金の受取人」と読み替えます。



ご参照

高度障害状態

>>> 別表1 参照

主な
保険
明
語
の
ご
説
明

更
新
に
つ
い
て

主
契
約
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

特約特定疾病保険金のお支払事由についての詳しい説明

①悪性新生物（がん）

被保険者が**この特約の悪性新生物責任開始期**^{*4}以後、この特約の保険期間中に、初めて悪性新生物（がん）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）によって診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります）

*4 この特約の悪性新生物責任開始期…この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日目の日
の翌日（この特約の復活または復旧の取扱が行われた後は、主契約の最後の復活または復旧の際の責任開始期と同一）

対象となる悪性新生物（がん）

- ・ 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物
- ・ 消化器の悪性新生物
- ・ 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物
- ・ 骨および関節軟骨の悪性新生物
- ・ 皮膚の悪性黒色腫
- ・ 中皮および軟部組織の悪性新生物
- ・ 乳房の悪性新生物
- ・ 女性生殖器の悪性新生物
- ・ 男性生殖器の悪性新生物
- ・ 腎尿路の悪性新生物
- ・ 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
- ・ 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
- ・ 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
- ・ リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
- ・ 独立した（原発性）多部位の悪性新生物
- ・ 真正赤血球増加症＜多血症＞
- ・ 骨髄異形成症候群
- ・ 慢性骨髄増殖性疾患
- ・ 本態性（出血性）血小板血症
- ・ ランゲルハンス細胞組織球症

ただし、下記①、②は対象となりません。

- ①上皮内新生物
- ②皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌

②急性心筋梗塞

被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中につきのいずれかの事由に該当したとき

- ア 急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、**労働の制限を必要とする状態**^{*5}が継続したと医師によって診断されたとき
- イ 急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき
 - a その疾病の**治療を直接の目的とする手術**[🔗]
 - b **病院または診療所**[🔗]における手術
 - c **公的医療保険制度**[🔗]に基づく**医科診療報酬点数表**[🔗]に、手術料の算定対象として列挙されている手術

*5 労働の制限を必要とする状態…軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態

対象となる急性心筋梗塞[🔗]

- ・急性心筋梗塞（狭心症等は対象となりません。）

③脳卒中

被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中につきのいずれかの事由に該当したとき

- ア 脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
- イ 脳卒中を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき
 - a その疾病の**治療を直接の目的とする手術**[🔗]
 - b **病院または診療所**[🔗]における手術
 - c **公的医療保険制度**[🔗]に基づく**医科診療報酬点数表**[🔗]に、手術料の算定対象として列挙されている手術

対象となる脳卒中[🔗]

- ・くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞



治療を直接の目的とする手術
病院または診療所
公的医療保険制度
医科診療報酬点数表

➤➤➤ 特定疾病保障定期保険特約条項 附則1 参照

対象となる悪性新生物(がん)
対象となる急性心筋梗塞
対象となる脳卒中

➤➤➤ 特定疾病保障定期保険特約条項 附則2 参照



ご注意

- この特約の悪性新生物責任開始期前に悪性新生物（がん）に罹患したと一度でも診断確定されていた場合には、悪性新生物（がん）を原因として支払われる特約特定疾病保険金は、保険期間を通じて支払われません。この場合、この特約は急性心筋梗塞または脳卒中を対象とした保障として継続しますが、保険料の変更（減額）はありません。
- 特約特定疾病保険金のお支払対象には、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含みません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌（非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等）、大腸の粘膜内癌等は、特約特定疾病保険金のお支払対象ではありません。
- 当社は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約のお支払事由を変更する場合があります。

- 保険期間満了日から、その日を含めて60日以内に、お支払事由②急性心筋梗塞アまたは③脳卒中アを原因として、特約特定疾病保険金をお支払する場合に該当したときは、この保険の有効期間中にその状態に該当したものとみなして、特約特定疾病保険金をお支払します。
- 特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金をお支払したときは、特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金のお支払事由が生じたときから消滅したものとします。
- 特約死亡保険金、特約高度障害保険金および特約特定疾病保険金は重複してお支払はしません。

特約の
保
内
容

災害死亡給付特約

災害による死亡・高度障害に対する保障を充実させるための特約

特約の保険期間中に不慮の事故または感染症により被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、保険金をお支払します。

お支払する 保険金	お支払事由	お支払する 保険金額	お受取に なる人
災害死亡 保険金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した 不慮の事故 または発病した 感染症 を直接の原因として特約の保険期間中に死亡されたとき	災害保険金額	主契約の死亡 保険金受取人*1
災害高度障害 保険金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した 不慮の事故 または発病した 感染症 を直接の原因として、特約の保険期間中に 高度障害状態 になられたとき	災害保険金額	主契約の高度 障害保険金の 受取人*2

* 1 主契約が新医療保険の場合には、「特約死亡保険金受取人」と読み替えます。

* 2 主契約が新医療保険の場合には、「特約高度障害保険金の受取人」と読み替えます。

■ この特約の不慮の事故を直接の原因とした死亡または高度障害状態とは、責任開始期以後発生した不慮の事故により特約の保険期間中にその事故を直接の原因として180日以内に死亡または高度障害状態になることをいいます。

■ 災害死亡保険金・災害高度障害保険金は重複してお支払しません。



ご参照

高度障害状態

>>>

別表 1 参照

不慮の事故

>>>

別表 2 参照

感染症

>>>

別表 10 参照

主な
保
険
用
語
の
ご
説
明

更
新
に
つ
い
て

主
契
約
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

特約の
保内
障容

傷害特約

災害による死亡・身体障害に対する保障を充実させるための特約

特約の保険期間中に不慮の事故あるいは感染症により、被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、保険金または給付金をお支払します。

お支払する保険金 または給付金	お支払事由	お支払する保険金額 または給付金額	お受取に なる人
災害死亡 保険金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した 不慮の事故 または発病した 感染症 を直接の原因として、特約の保険期間中に死亡されたとき	災害保険金額	主契約の死亡 保険金受取人*1
障害給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した 不慮の事故 を直接の原因として、特約の保険期間中に 身体障害の状態 になられたとき	災害保険金額 × 所定の 給付割合 (10%~100%)	被保険者

* 1 主契約が新医療保険の場合には、「特約死亡保険金受取人」と読み替えます。

- この特約の不慮の事故を直接の原因とした死亡または**身体障害の状態**とは、責任開始期以後に発生した不慮の事故により特約の保険期間中にその事故を直接の原因として180日以内に死亡または**身体障害の状態**になることをいいます。
- 障害給付金のお支払限度は、給付割合を通算して災害保険金額の100%とします。

ご参照

- 不慮の事故

>>>

別表2 参照
- 身体障害の状態

>>>

傷害特約条項附則1 参照
- 所定の給付割合

>>>

傷害特約条項附則1 参照
- 感染症

>>>

別表10参照

特約の
保
内
容

特定損傷特約

骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療にそなえるための特約

特約の保険期間中に不慮の事故により被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
特定損傷 給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した 不慮の事故 による特定損傷（骨折・関節脱臼・腱の断裂）について、その事故の日から180日以内に治療を受けられたとき	特定損傷 給付金額	被保険者*1

* 1 主契約が一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）の場合には、「主契約の傷病一時給付金の受取人」と読み替えます。

- 特定損傷給付金の支払限度は、お支払回数を通算して10回です。
- 特定損傷給付金をすでにお支払している場合は、その後同一の**不慮の事故**により新たに特定損傷給付金のお支払事由に該当されても、特定損傷給付金はお支払しません。
- **病院・診療所**での治療に限ります。



ご参照

不慮の事故

>>>

別表2 参照



ご参照

病院・診療所

>>>

特定損傷特約条項附則2の2 参照



ご注意

● つぎの場合にはお支払の対象となりません。

筋、靭帯の損傷・断裂

主な
保
険
用
語
の
ご
説
明

更
新
に
つ
い
て

主
契
約
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

特約の
保
内
障
容

新医療保険特約

特約の保険期間中に不慮の事故による傷害または疾病により、被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する給付金	お支払事由	お支払する給付金額	お受取になる人
災害入院給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に生じた 不慮の事故 による傷害で事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額 × 入院日数	被保険者
疾病入院給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した疾病で2日以上継続して入院されたとき		被保険者
手術給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病で 所定の手術 を受けられたとき、または骨髄幹細胞を移植することを目的として責任開始期からその日を含めて1年を経過した日以後に 骨髄幹細胞採取手術 *1を受けられたとき	手術の種類により、 基本入院給付金日額 × 10・20・40 (給付倍率)	被保険者
見舞給付金	つぎのいずれかに該当したとき ①被保険者がこの特約の保険期間中に災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院をされたとき ②被保険者がこの特約の保険期間中に手術給付金が支払われる手術を受けられたとき。ただし、①により見舞給付金が支払われる入院において、その入院中に受けられた手術を除きます。	お支払事由に該当した日現在の、 基本入院給付金日額	被保険者

* 1 末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。

- この特約の給付は、災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金および見舞給付金で構成されています（給付の構成は変更できません）。
- この特約には短期入院保障特則が付加されていますので、災害入院給付金・疾病入院給付金は、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します（この特則を解約することはできません）。
- この特約には解約返戻金なし特則が付加されていますので、**この特約の解約返戻金はありません**（この特則を解約することはできません）。
- 災害入院給付金・疾病入院給付金の1回の入院についてのお支払限度、支払日数を通算した通算支払限度は、災害入院給付金・疾病入院給付金それぞれについてつぎのとおり

とします。

給付金	お支払事由	1入院の 支払限度	通算支払限度
災害入院給付金	ケガによる入院	180日	1,095日
疾病入院給付金	疾病による入院	180日	1,095日

- 見舞給付金のお支払限度は、災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる1回の入院につき1回とします。
- 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院で、2日以上継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして災害入院給付金をお支払します。
- 疾病入院給付金の対象となる入院には、異常分娩による入院、不慮の事故の日から180日を経過した後に開始した入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
- 同一の疾病によって2日以上継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして疾病入院給付金をお支払します。ただし、最終の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じたときでも、疾病入院給付金をお支払する期間に対しては、災害入院給付金はお支払しません。
- 支払対象となる手術は、**所定の手術**に限られ、お支払事由の対象とならない手術もあります。同時に2種類以上の支払対象となる手術を受けられたときは、もっとも**給付倍率**の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金が支払われます。
- 骨髄幹細胞採取手術*1**による手術給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、**骨髄幹細胞採取手術*1**による手術給付金のお支払対象にはなりません。
*1 末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。
- 視力矯正を直接の目的とする手術は、手術給付金のお支払事由の対象にはなりません。「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイキックIOL等が含まれます。
- 災害入院給付金・疾病入院給付金・手術給付金のお支払は、**病院・診療所**での入院・手術に限ります。

ご参照

不慮の事故

>>>

別表2参照

所定の手術

>>>

別表5参照

給付倍率

>>>

別表5参照

病院・診療所

>>>

新医療保険特約条項附則1の3参照

特約の
保内
障容

新医療がん特約

がんの治療にそなえるための特約

この特約の保険期間中にごんにより被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
がん入院 給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病したがん ^① の治療を目的として2日以上継続して入院されたとき	がん入院 給付金日額 × 入院日数	被保険者
がん手術 給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病したがん ^① の治療を直接の目的とする <u>所定の手術</u> ^② を受けられたとき	手術の種類 により、 がん入院 給付金日額 × 10・20・40 (給付倍率 ^③)	被保険者
がん治療 給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病したがん ^① の治療を目的として入院を開始されたとき	がん入院 給付金日額 × 100	被保険者
がん経過観察 給付金	被保険者ががん入院給付金の支払われる最初の入院後、生存して退院されたとき (支払時期) その最初の入院の退院日の翌年の応当日およびその翌日から4年間に到来する毎年の応当日	がん入院 給付金日額 × 10	被保険者

- この特約の給付は、がん入院給付金、がん手術給付金、がん治療給付金およびがん経過観察給付金で構成されています（給付の構成は変更できません）。
- この特約には短期入院保障特則が付加されていますので、がん入院給付金は、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します（この特則を解約することはできません）。
- この特約には解約返戻金なし特則が付加されていますので、**この特約の解約返戻金はありません**（この特則を解約することはできません）。

主な
保険
用
語の
ご説
明

更
新に
つ
い
て

主
契
約
に
つ
い
て

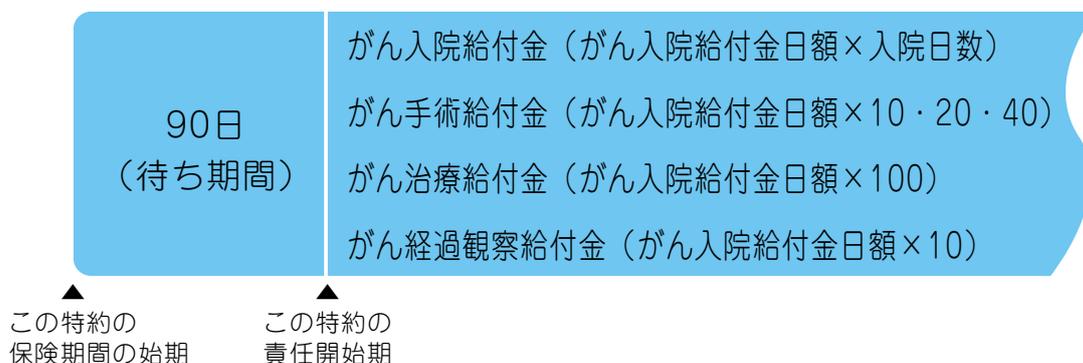
特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

- この特約の責任開始期は、この特約の保険期間の始期からその日を含めて90日目（待ち期間）の翌日とします。



- 同時に2種類以上の支払対象となる手術を受けられたとき、がん手術給付金は、もっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ、がん手術給付金をお支払します。
- がん治療給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年以内にがん治療給付金のお支払事由に該当した場合、がん治療給付金は、お支払しません。
- がん入院給付金・がん手術給付金・がん治療給付金の支払限度はありません。
- がん経過観察給付金は、被保険者が死亡された場合、死亡日以後に到来する毎年の応当日に対応するがん経過観察給付金は、お支払しません。
- がん経過観察給付金については、同一のがんによってがん入院給付金の支払われる入院を2回以上されたときは、継続した入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- がん経過観察給付金の支払限度は、この特約の保険期間を通して5年分です。
- 病院・診療所での入院・手術に限ります。

ご参照

病院・診療所	>>> 新医療がん特約条項附則1の3参照
この特約の対象となるがん	>>> 新医療がん特約条項附則2参照
この特約の対象となる手術	>>> 新医療がん特約条項附則3参照
給付倍率	>>> 新医療がん特約条項附則3参照

特約の
保
内
障
容

新医療成人病特約

特定の疾病による入院等の保障を充実させるための特約

特約の保険期間中に成人病により、被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
成人病入院 給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した 成人病 の治療を目的として、2日以上継続して入院されたとき	成人病入院 給付金日額 × 入院日数	被保険者
成人病手術 給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した 成人病 の治療を目的として 所定の手術 を受けられたとき	手術の種類 により、 成人病入院 給付金日額 × 10・20・40 (給付倍率)	被保険者

- この特約の給付は、成人病入院給付金および成人病手術給付金で構成されています（給付の構成は変更できません）。
- この特約には短期入院保障特則が付加されていますので、成人病入院給付金は、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します（この特則を解約することはできません）。
- この特約には解約返戻金なし特則が付加されていますので、**この特約の解約返戻金はありません**（この特則を解約することはできません）。
- 成人病入院給付金の1回の入院についての支払日数の限度、支払日数を通算した通算支払限度はつぎのとおりとします。

給付金	1入院の支払限度	通算支払限度
成人病入院給付金	180日	1,095日

- 同時に2種類以上の支払対象となる手術を受けられたときは、もっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ成人病手術給付金が支払われます。
- 同一の成人病によって2日以上継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- **病院・診療所**での入院・手術に限ります。



この特約の
対象となる成人病

>>> 新医療成人病特約条項附則 2 参照

所定の手術

>>> 新医療成人病特約条項附則 3 参照

給付倍率

>>> 新医療成人病特約条項附則 3 参照

病院・診療所

>>> 新医療成人病特約条項附則 1 の 3 参照

主な
保険
用
語の
ご
説
明

更
新
に
つ
い
て

主
契
約
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

特約の
保
内
容

新医療女性疾病入院特約

特定の疾病による入院の保障を充実させるための特約

特約の保険期間中に女性特定疾病により、被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
女性疾病入院 給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した 女性特定疾病 の治療を目的として2日以上継続して入院されたとき	女性疾病入院 給付金日額 × 入院日数	被保険者

- この特約には短期入院保障特則が付加されていますので、女性疾病入院給付金は、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します（この特則を解約することはできません）。
- この特約には解約返戻金なし特則が付加されていますので、**この特約の解約返戻金はありません**（この特則を解約することはできません）。
- 女性疾病入院給付金の1回の入院についての支払日数の限度、支払日数を通算した通算支払限度はつぎのとおりとします。

給付金	1入院の支払限度	通算支払限度
女性疾病入院給付金	180日	1,095日

- 同一の女性特定疾病によって2日以上継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- **病院・診療所**での入院に限ります。



ご参照

この特約の対象
となる女性特定疾病

➤➤➤ 新医療女性疾病入院特約条項附則2参照

病院・診療所

➤➤➤ 新医療女性疾病入院特約条項附則1の3参照



ご注意

- 新医療保険特約とあわせて主契約に付加されている場合、新医療保険特約が消滅した場合には、この特約の給付金支払限度に到達していないときでも、その新医療保険特約と同様に消滅するお取扱をさせていただきます。
- 新医療保険特約とあわせて主契約に付加されている場合、新医療保険特約が減額された場合において、この特約の女性疾病入院給付金日額が当社所定の範囲をこえる場合には減額等のお取扱をさせていただきます。

特約の
保
内
障
容

新医療入院一時金特約

病気や災害による入院の初期にそなえるための特約

特約の保険期間中に不慮の事故による傷害または疾病により、被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
入院一時金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に、主契約または同一の主契約に付加されている新医療保険特約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院をされたとき	① 1回の入院が5日以上 のとき 入院一時金額 ② 1回の入院が2日～4日 のとき 入院一時金額 × 0.5	被保険者

- この特約には短期入院保障特則が付加されています（この特則を解約することはできません）。
- この特約には解約返戻金なし特則が付加されていますので、**この特約の解約返戻金はありません**（この特則を解約することはできません）。
- 入院一時金は1回の入院につき1回お支払します。
- 入院一時金の支払限度はありません。
- 同一の**不慮の事故**によりその事故の日から180日以内に開始した入院で、2日以上継続した入院を2回以上されたときは1回の入院とみなします。
- 同一の疾病によって2日以上継続した入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- **病院・診療所**での入院に限ります。



ご参照

病院・診療所



新医療入院一時金特約条項附則1の3参照

不慮の事故



別表2参照

主な
保険
用
語
の
ご
説
明

更
新
に
つ
い
て

主
契
約
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

主な
保険
用
語
の
ご
説
明

更
新
に
つ
い
て

主
契
約
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て



ご注意

- 新医療保険特約とあわせて主契約に付加されている場合、新医療保険特約が消滅した場合には、その新医療保険特約と同時に消滅します。
- 新医療保険特約とあわせて主契約に付加されている場合、新医療保険特約が減額された場合において、この特約の入院一時金額が当社所定の範囲をこえるときは、当社の定めるところにより、この特約の入院一時金額をその限度まで減額します。

特約の
保
障
内
容

新医療長期入院特約

長期の入院にそなえるための特約

特約の保険期間中に不慮の事故による傷害または疾病により、被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払いたします。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
長期入院 給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病の治療を目的として、181日以上継続して入院されたとき	長期入院 給付金日額 × (入院日数 -180日)	被保険者

- この特約には主契約または主特約に短期入院保障特約が付加された場合の特約が付加されています（この特約を解約することはできません）。
- 主契約に解約返戻金なし特約が付加されている場合、この特約にも解約返戻金なし特約が付加されず（この特約を解約することはできません）。
- 解約返戻金なし特約が付加されている場合、**この特約の解約返戻金はありません。**
- 長期入院給付金は入院開始日からその日を含めて181日目からお支払いたします。
- 長期入院給付金の1回の入院についての支払日数の限度、支払日数を通算した通算支払限度はつぎのとおりとします。

給付金	1入院の支払限度	通算支払限度
長期入院給付金	180日	1,095日

- 181日以上継続入院の退院日後に、同一の**不慮の事故**もしくは**不慮の事故**以外の外因による傷害または疾病によって入院を開始したときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 新医療長期入院特約の対象となる入院には、当社が認めた異常分娩による入院を含みません。
- **病院・診療所**での入院に限ります。



ご参照

病院・診療所

>>> 新医療長期入院特約条項附則1の3参照

不慮の事故

>>> 別表2参照

主な
保
険
用
語
の
ご
説
明

更
新
に
つ
い
て

主
契
約
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約について大切なこと

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

特約の
保
内
容

新医療通院特約

退院後の通院にそなえるための特約

この特約の保険期間中に被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払いいたします。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
通院給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に、主契約または同一の主契約に付加されている新医療保険特約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院をされ、退院日の翌日から120日以内の間に通院されたとき	通院 給付金日額 × 通院日数	被保険者

- 主契約に解約返戻金なし特約が付加されている場合、この特約にも解約返戻金なし特約が付加されず（この特約を解約することはできません）。
- 解約返戻金なし特約が付加されている場合、**この特約の解約返戻金はありません。**
- 通院給付金の1回の入院についての支払日数の限度、支払日数を通算した通算支払限度はつぎのとおりとします。

給付金	1入院の支払限度	通算支払限度
通院給付金	30日	1,095日

- 「通院」とは医師による治療を入院によらないで受けることをいい、往診を含みます。ただし、美容上の処置による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤または治療材料の購入・受取のみの通院などは該当しません。
- 次の場合には、通院給付金のお支払はありません。
 - ・主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金のお支払の対象とならない入院の退院後の通院の場合
 - ・主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる期間中の通院の場合
- 1日に2回以上の通院をされた場合には1回の通院とみなします。
- 2つ以上の事由の治療を目的とした1回の通院をされた場合でも、通院給付金は重複してお支払いいたしません。
- 病院・診療所**への通院に限ります。



ご参照

病院・診療所

>>> 新医療通院特約条項附則1の3参照

特約の
保
内
容

介護特約

介護にそなえるための特約

特約の保険期間中に被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、年金・保険金をお支払いたします。

お支払する 年金・保険金	お支払事由	お支払する 年金額・ 保険金額	お受取に なる人
特約介護年金	【第1回特約介護年金】 被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を原因として、つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき ①当社の定める所定の 要介護状態 （以下、「要介護状態」といいます。）に該当したとき ② 要介護状態 が要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続し、回復の見込がないとき	特約介護 年金額 × 1.5	被保険者
	【第2回以後の特約介護年金】 被保険者が第1回特約介護年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に、この特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を原因として、つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき ① 要介護状態 に該当したとき ② 要介護状態 が要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続し、回復の見込がないとき	特約介護 年金額	
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡されたとき	特約介護 年金額 × 0.5	主契約の死亡 保険金受取人*1

*1 主契約が新医療保険の場合には、「特約死亡保険金受取人」と読み替えます。

- この特約には解約返戻金なし特則が付加されていますので、**この特約の解約返戻金はありません**（この特則を解約することはできません。）。
- 被保険者が要介護状態になり、その要介護状態が180日継続した場合、要介護状態が継続されている限り、一生涯にわたり特約介護年金をお支払いたします。

主な
保
険
用
語
の
ご
説
明

更
新
に
つ
い
て

主
契
約
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

主な
保険
用語
の
ご
説
明

更
新
に
つ
い
て

主
契
約
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

- 特約介護年金のお支払期間は、第1回介護年金のお支払事由に該当した日から、約款所定の第2回以後の特約介護年金お支払事由に該当し続ける限り終身とします。
- 特約介護年金の支払開始後も保険期間中であれば、特約死亡保険金をお支払いたします。



ご参照

当社の定める
要介護状態

>>> 介護特約条項附則1 参照



ご注意

- 第1回特約介護年金のお支払事由に該当して、この特約の保険料の払込が免除になったとしても、主契約等の払込免除事由に該当しなかった場合、その主契約等の保険料は免除されません。
- 特約介護年金の請求については毎年、医師の診断書が必要です。
- 第2回以後の特約介護年金については、毎年の特約介護年金支払応当日においてもお支払事由に該当している場合にお支払いたします（当社の定める要介護状態から回復している場合は、お支払いたしません。）。
- 被保険者が当社の定める要介護状態から回復し、その後新たにお支払事由に該当した場合は、そのお支払事由に該当した日の毎年の応当日を新たに特約介護年金支払応当日とし、第2回以後の特約介護年金をお支払いたします。

特約の
保内
障容

手術特約

つぎの事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
手術給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎの①、②のいずれかに該当する手術を受けたとき</p> <p>①この特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病で所定の手術を受けられたとき、または骨髄幹細胞を移植することを目的としてこの特約の責任開始期からその日を含めて1年を経過した日以後に骨髄幹細胞採取手術*1を受けられたとき</p> <p>②この特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病の入院中に公的医療保険制度における診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられたとき</p>	<p>【お支払事由①に該当する場合】</p> <p>手術1回につき、その手術日現在の主契約の基本給付金額 × 手術の種類に応じて定める所定の給付倍率 (1倍・2倍・4倍)</p> <p>【お支払事由②に該当する場合】</p> <p>手術1回につき、その手術日現在の主契約の基本給付金額 × 0.5</p>	主契約の傷病一時給付金の受取人

* 1 末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。



所定の手術
所定の給付倍率

>>> 手術特約条項 附則2 参照

公的医療保険制度

>>> 手術特約条項 附則1の2. 参照

診療報酬点数表

>>> 手術特約条項 附則1の3. 参照

主な
保険
用語
の
説明

更新
について

主契
約に
ついて

特約
について

ご契
約に
ついて
大切
なこ
とが
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

ご契約のしおり

主な
保険
用語
の
ご
説明

更新
について

主
契約
について

特
約
について

ご
契約
につ
いて
大
切
な
こ
と
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
につ
いて

そ
の
他
諸
制
度
につ
いて

■②の手術がつぎのいずれかに該当する場合は、②による手術給付金はお支払しません。

- ・①により手術給付金が支払われる手術
- ・抜釘術
- ・施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度としているために①による手術給付金が支払われない手術

■手術給付金の対象となる入院には、一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）の普通保険約款に定める異常分娩による手術を含みます。

■お支払の対象とならない手術もあります。なお、同時に2種類以上の手術を受けたときは、もっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金をお支払します。

■**骨髄幹細胞採取手術*²**による手術給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。

また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、**骨髄幹細胞採取手術*²**による手術給付金のお支払対象にはなりません。

*² 末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。

■視力矯正を直接の目的とする手術は、手術給付金のお支払事由の対象にはなりません。

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイキックIOL等が含まれます。

■この特約に解約返戻金はありません。

■手術給付金のお支払は、**病院・診療所**での手術に限ります。



病院・診療所



一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）附則1の4. 参照



●当社は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約のお支払事由を変更する場合があります。

特約の
保内
障容

入院一時給付特約

つぎの事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
入院一時 給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、 つぎの①、②のいずれかに該当する入 院をしたとき ①この特約の責任開始期以後に生じた 不慮の事故 による傷害により開始 した入院 ②この特約の責任開始期以後に発病し た疾病により開始した入院	入院1回につき (不慮の事故に よる傷害を直接 の原因とする入 院の場合は、同 一の不慮の事故 による入院1回 につき)、お支払 事由に該当した 日現在の入院一 時給付金額	主契約の 傷病一時給付金 の受取人

- 入院には「日帰り入院」を含みます。なお、「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一となる入院であり、お支払事由に該当する入院かどうかについて、当社では入院基本料のお支払の有無等を参考にして判断します。
- 入院一時給付金の対象となる入院には、一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）の普通保険約款に定める異常分娩による入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
- 入院一時給付金の通算支払限度は、入院一時給付金の支払回数を通算して10回を限度とします。また、入院一時給付金が通算支払限度に達した場合、この特約は消滅します。
- 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院は、1回の入院とみなして入院一時給付金をお支払します。
- 入院一時給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷病が同一かもしくは**医学上重要な関係**があると会社が認めたときは、1回の入院とみなして入院一時給付金をお支払します。ただし、入院一時給付金が支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- この特約に解約返戻金はありません。
- 入院一時給付金のお支払は、**病院・診療所**での入院に限ります。

主な保
険用
語の
ご説
明

更
新に
つ
い
て

主
契
約
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

主な
保険
用語
の
ご
説
明

更
新
に
つ
い
て

主
契
約
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て



ご参照

不慮の事故

>>> 別表2 参照

医学上重要な関係

>>> 一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則1の5. 参照

病院・診療所

>>> 一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）普通保険約款 附則1の4. 参照

特約の
保
内
容

5大生活習慣病特約（14）

特定の疾病による入院等の保障を充実させるための特約

特約の保険期間中に5大生活習慣病（悪性新生物、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）により、被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する給付金額	お受取に なる人
5大生活習慣病入院給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した5大生活習慣病の治療を目的として2日以上継続して入院されたとき	5大生活習慣病入院給付金日額 × 入院日数	主契約の給付金の受取人
5大生活習慣病手術・放射線治療給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した5大生活習慣病の治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を受けられたとき	①入院日数が2日以上の継続した入院中に手術を受けた場合、 5大生活習慣病入院給付金日額 × 20 ②①以外で手術を受けた場合、 5大生活習慣病入院給付金日額 × 5 ③放射線治療を受けた場合、 5大生活習慣病入院給付金日額 × 10	主契約の給付金の受取人



ご参照

この特約の対象となる5大生活習慣病



5大生活習慣病特約（14）条項附則参照

- 5大生活習慣病入院給付金は入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します。
- 5大生活習慣病入院給付金の1回の入院についての支払日数の限度、支払日数を通算した通算支払限度はつぎのとおりです。

給付金	1入院の支払限度	通算支払限度
5大生活習慣病入院給付金	60日	1,095日

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約について大切なこと

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

- 同一の5大生活習慣病によって2日以上の上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 放射線治療を複数回受けた場合、5大生活習慣病手術・放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、5大生活習慣病手術・放射線治療給付金をお支払しません。
- 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、つぎの手術は5大生活習慣病手術・放射線治療給付金の支払対象となりません。

- ア. 創傷処理
- イ. 皮膚切開術
- ウ. デブリードマン
- エ. 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術
- オ. 抜歯手術
- カ. 分娩時における会陰（陰門）切開および縫合術ならびに分娩時における会陰（膣壁）裂創縫合術
- キ. 外耳道異物除去術
- ク. 鼻内異物摘出術
- ケ. 涙点の閉鎖術
- コ. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術

- 同一の手術を2回以上受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも、**手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術*1**に該当するときは、それらの手術については5大生活習慣病手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ5大生活習慣病手術・放射線治療給付金をお支払します。
- 同一の手術を2回以上受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表において**手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術*1**に該当するときは、その手術については、その手術を受けた1日目についてのみ5大生活習慣病手術・放射線治療給付金をお支払します。

*1 詳細については、当社ホームページ（<https://www.gib-life.co.jp/>）をご覧ください。

- 放射線治療を受けた場合で、その放射線治療が放射線を常時照射する治療であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として5大生活習慣病手術・放射線治療給付金をお支払します。この場合、その1回の放射線治療については、その放射線治療の開始日に受けたものとみなします。
- 同一の日に2以上の手術を受けたときは、5大生活習慣病手術・放射線治療給付金の支

主な
保険
用
語の
ご説
明

更
新に
つ
い
て

主
契
約
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

払額の最も多いいずれかの1つの手術についてのみ5大生活習慣病手術・放射線治療給付金が支払われます。

■ **病院・診療所**での入院・手術・放射線治療に限ります。

■ **この特約には解約返戻金はありません。**



ご参照

病院・診療所



5大生活習慣病特約(14)条項第1条(3)参照



ご注意

- 当社は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約のお支払事由を変更する場合があります。

特約の障
保内 容

女性疾病入院特約（14）

特定の疾病による入院の保障を充実させるための特約

特約の保険期間中に女性特定疾病により、被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
女性疾病入院 給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した女性特定疾病の治療を目的として2日以上継続して入院されたとき	女性疾病入院 給付金日額 × 入院日数	主契約の 給付金の 受取人

- 女性疾病入院給付金は入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します。
- 女性疾病入院給付金の1回の入院についての支払日数の限度、支払日数を通算した通算支払限度はつぎのとおりです。

給付金	1入院の支払限度	通算支払限度
女性疾病入院給付金	60日	1,095日

- 同一の女性特定疾病によって2日以上継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 病院・診療所での入院に限ります。
- この特約には解約返戻金はありません。



ご参照

この特約の対象となる女性特定疾病

>>>

女性疾病入院特約（14）条項附則参照

病院・診療所

>>>

女性疾病入院特約（14）条項第1条（3）参照

特約の
保
内
容

がん診断一時金特約（14）

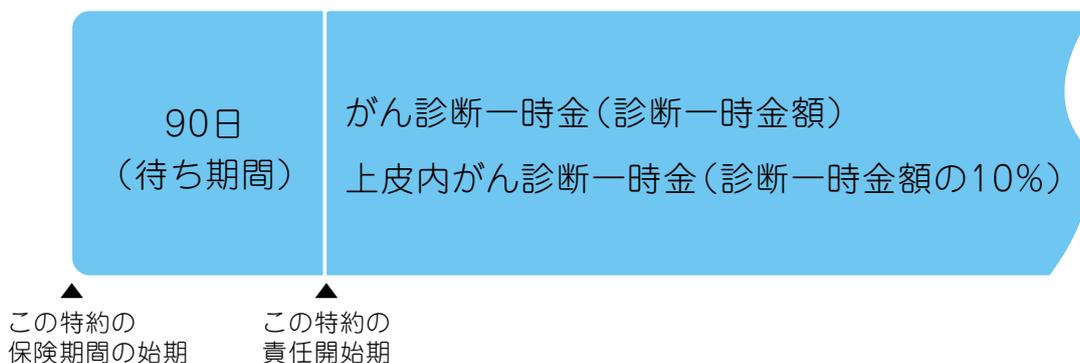
がんの治療にそなえるための特約

この特約の保険期間中にがんにより被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する 給付金	お支払事由	お支払する 給付金額	お受取に なる人
がん診断 一時金*1	つぎのいずれかに該当したとき (1)被保険者がこの特約の責任開始期以後に、この特約の責任開始期前を含めて初めて がん （ 上皮内がん を除きます。）と 診断確定 *2されたとき (2)直前に支払われたがん診断一時金のお支払事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した後、 がん （ 上皮内がん を除きます。）の治療を目的として2日以上継続して入院されたとき	診断一時金額	主契約の 給付金の 受取人
上皮内 がん診断 一時金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に、この特約の責任開始期前を含めて初めて 上皮内がん と 診断確定 *2されたとき	診断一時金額の10%	主契約の 給付金の 受取人

- *1 がん診断一時金のお支払対象には、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含みません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌（非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等）、大腸の粘膜内癌等は、がん診断一時金のお支払対象ではありません。
- *2 がんの診断確定は、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者により客観的になされた診断確定であることが必要となります。

■この特約の責任開始期は、この特約の保険期間の始期からその日を含めて90日目の日の翌日とします。



主な
保
険
用
語
の
ご
説
明

更
新
に
つ
い
て

主
契
約
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

ご契約のしおり

主な
保険
用語
の
ご
説
明

更
新
に
つ
い
て

主
契
約
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

- 直前に支払われたがん診断一時金のお支払事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した日に**がん**（**上皮内がん**を除きます。）の治療により入院中で、その入院が2日以上継続した場合には、がん診断一時金をお支払します。
- がん診断一時金・上皮内がん診断一時金の支払回数の限度は以下のとおりです。

給付金	支払回数の限度
がん診断一時金	なし（ただし、2年に1回まで）
上皮内がん診断一時金	1回

- 病院・診療所**での入院に限ります。
- この特約には**解約返戻金はありません。**



ご参照

がん／上皮内がん



がん診断一時金特約（14）条項第1条（1）（2）および附則参照

病院・診療所



がん診断一時金特約（14）条項第1条（5）参照

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

特約の
保内
障容

先進医療特約

つぎの事由に該当したときは、給付金をお支払します。

お支払する給付金	お支払事由	お支払する給付金額	お受取になる人
先進医療給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に生じた 不慮の事故 による傷害または疾病を直接の原因として、 先進医療 による 療養 を受けたとき	被保険者が受療した 先進医療の技術にかかわる費用の額 のうち被保険者が負担すべき金額	被保険者

- 先進医療給付金の通算支払限度は、支払われた先進医療給付金の支払額を通算して2,000万円です。また、先進医療給付金が通算支払限度に達した場合、この特約は消滅します。
- 先進医療給付金の対象となる**療養**には、不慮の事故以外の外因、**異常分娩**による療養を含みます。
- 同じ被保険者については、この特約を含む（高度）先進医療を保障する特約には重複加入できません。
- **この特約には解約返戻金はありません。**

ご参照

療養	>>> 診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます（先進医療特約条項 附則1の1. 参照）。
先進医療	>>> 厚生労働大臣が定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第1号に定められる先進医療をいいます。ただし、療養を受けた日現在公的医療保険制度の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます（先進医療特約条項 附則1の2. 参照）。
先進医療の技術にかかわる費用の額	>>> 先進医療にかかわる療養に要した費用のうち、公的医療保険適用対象外の先進医療の技術にかかわる費用の額をいいます。先進医療にかかわる療養に要した費用のうち、公的医療保険適用対象部分は、自己負担分を含めこの特約の支払対象となりません（先進医療特約条項 附則1の4. 参照）。
不慮の事故	>>> 別表2 参照
異常分娩	>>> 先進医療特約条項 附則2 参照

主な
保険
用語
の
説明

更新
について

主
契約
について

特
約
について

ご
契約
につ
いて
切
要
な
事
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
につ
いて

そ
の
他
諸
制
度
につ
いて



ご注意

- ご契約時点で先進医療の対象であった医療技術でも、療養を受けた時点で公的医療保険制度の保険給付の対象となっている場合等、先進医療でなくなっている場合には、先進医療給付金のお支払はできません。
- 当社は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約のお支払事由を変更する場合があります。

先進医療特約の更新について

- ・先進医療特約の保険期間満了日の2週間前までに、保険契約者からこの特約を継続しない旨のお申し出がない限り、この特約の保険期間満了日の翌日（更新日）に自動的に更新され続けます。
- この特約の最終到達年齢は、90歳までとなります。
- 更新後のこの特約の保険期間は、更新前の保険期間と同一となります。
ただし、つぎの場合にはお取扱い異なります。
 - ・更新後のこの特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が90歳をこえる場合は90歳まで保険期間を短縮して更新します。
 - ・更新後のこの特約の満了日が主契約の保険料払込期間をこえる場合は、主契約の保険料払込期間満了日までのお取扱いとなります。
 - ・更新後のこの特約の満了日が主契約の保険期間をこえる場合は、主契約の保険期間満了日までのお取扱いとなります。
- 更新後のこの特約の保険料は、更新日における保険料率および被保険者の契約年齢によって計算します。したがって、通常更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。
- 更新後のこの特約においては、先進医療給付金のお支払、先進医療給付金の支払限度、特約の保険料の払込免除、先進医療給付金の受取人によるこの特約の存続、告知義務および告知義務違反による解除の取扱いについて、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続したものとしてお取扱いします。
- 更新日に当社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新のお取扱いに準じて、更新日に当社の定める他の特約等に変更され継続するものとします。
- その他当社の定めるところによります。

特約の
保
内
容

就労不能障害特約（無解約返戻金型）

所定の就労不能障害状態にそなえるための特約

特約の保険期間中に就労不能障害状態により、被保険者がつぎのお支払事由に該当したときは、保険金をお支払します。

お支払する 保険金	お支払事由	お支払額	お受取に なる人
就労不能障害 保険金	被保険者がつぎの(1)または(2)のいずれかに該当したとき (1)この特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として 就労不能障害状態 のうちの「1. 就労不能障害保険金の支払対象となる状態A」に該当したとき (2)この特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として 就労不能障害状態 のうちの「2. 就労不能障害保険金の支払対象となる状態B」に該当したとき	就労不能障害保険金額	主契約の 給付金の 受取人



ご参照

就労不能障害状態



就労不能障害特約（無解約返戻金型）条項 附則 1 参照

■就労不能障害保険金のお支払は1回限りとします。

■この特約には解約返戻金はありません。

主な
保険
用
語
の
ご
説
明

更
新
に
つ
い
て

主
契
約
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

就労不能障害保険金の支払対象となる就労不能障害状態について

- 詳細につきましては、就労不能障害特約（無解約返戻金型）条項「附則1 対象となる就労不能障害状態」をご覧ください。

【「1. 就労不能障害保険金の支払対象となる状態A」の概要について】

「1. 就労不能障害保険金の支払対象となる状態A」とは、つぎの(1)または(2)のいずれかに該当したものをいいます。

(1)国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件（国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級の状態をいいます。）のうち、1級の第1号から第9号もしくは第11号または2級の第1号から第15号もしくは第17号のいずれかに該当したと認定されたもの

(2)つぎの1.～8.のいずれかに該当したもの

1. 所定の疾患等による障害

- ①つぎのいずれかの状態に該当したもの
 - ・心臓移植を受けたもの
 - ・人工心臓を装着したもの
 - ・CRT（心臓再同期医療機器）またはCRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着したもの
 - ・永続的な人工透析療法を受けたもの
 - ・人工肛門を永久的に造設し、かつ、人工ぼうこうを永久的に造設もしくは尿路変更術を受けたもの
 - ・人工肛門を永久的に造設し、かつ、完全排尿障害（カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする）状態にあるもの
- ②つぎの疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたもの
 - 呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、悪性新生物、高血圧

主な
保険
ご説明
用

更新
について

主契
約に
ついて

特約
に
ついて

ご契
約に
ついて
大切
なこ
とが
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

2. 眼の障害		3. 耳の障害	
4. 平衡機能の障害		5. そしゃく機能の障害	
6. 言語機能の障害		7. 上・下肢の障害	
8. 体幹の障害			

【「2. 就労不能障害保険金の支払対象となる状態B」の概要について】

「2. 就労不能障害保険金の支払対象となる状態B」とは、つぎの(1)または(2)のいずれかに該当したものをいいます。

(1)国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件のうち、1級の第10号または2級の第16号に該当したと認定されたもの

(2)

9. 精神の障害



法令等の改正に伴うお支払事由の変更について

- 当社は、国民年金法^{*1}の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約のお支払事由を国民年金法の改正内容に応じて変更することがあります。
- この場合、当社は法令等の改正に伴うお支払事由の変更をする旨を、お支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。
- 法令等の改正に伴うお支払事由の変更をする旨の通知を受けた保険契約者は、お支払事由変更日の前日までに、つぎのいずれかの方法を指定してください。
 - (1) お支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) お支払事由変更日の前日に解約する方法
- 指定がなされないままお支払事由変更日が到来したときは、「(1)お支払事由の変更を承諾する方法」が指定されたものとみなします。

*1 国民年金法施行令、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）その他関連する法令等を含みます。

特約の保険料の払込免除

- つぎの場合には、当社はこの特約の保険料のお払込を免除します。

特約の保険料の払込免除事由

- ① 被保険者が、この特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、この特約の保険料払込期間中に**高度障害状態**Ⓔになられたとき
- ② 被保険者が、この特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、この特約の保険料払込期間中に**身体障害の状態**Ⓕになられたとき



ご参照

高度障害状態

>>> 別表1 参照

身体障害の状態

>>> 別表3 参照

特約の
保
内
障
容

リビング・ニーズ特約

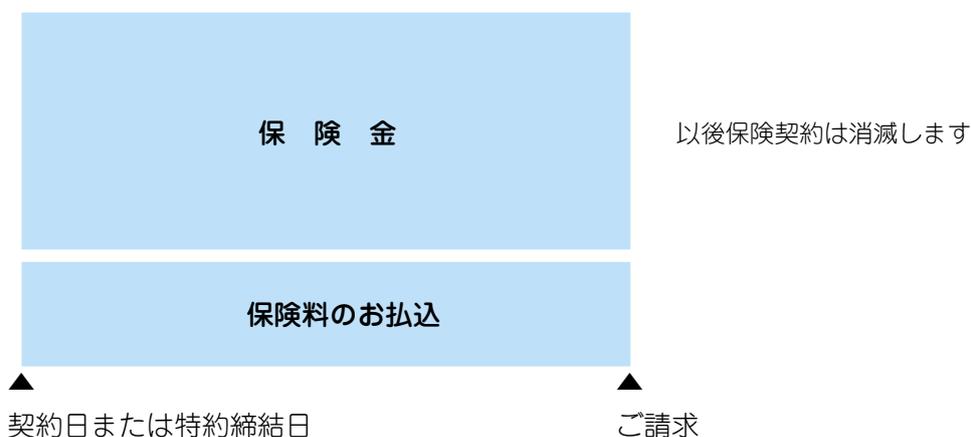
死亡保険金を所定の状態のときに受け取るための特約

特 徴

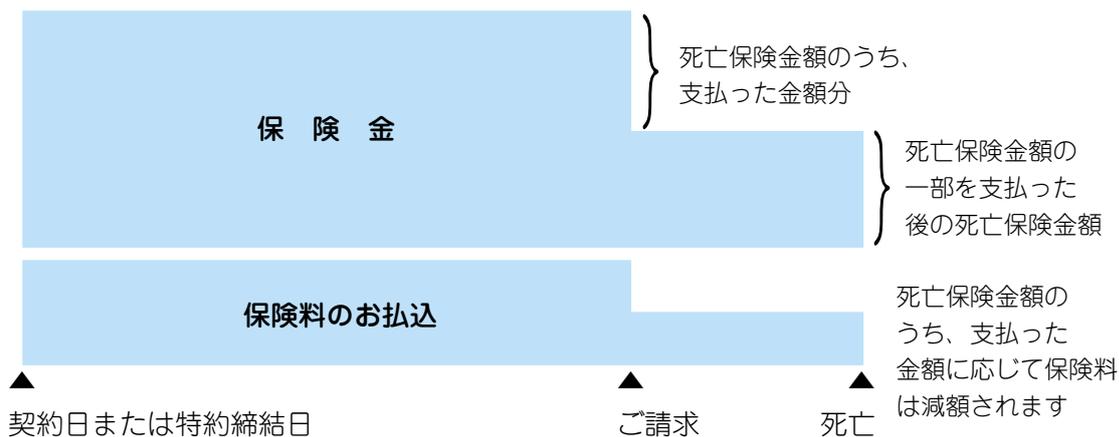
当社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、当社の定めるところにより、死亡保険金額の一部または全部を被保険者にお支払します。

し く み

死亡保険金額の全部を支払う場合



死亡保険金額の一部を支払う場合



- 死亡保険金額の全部を支払った場合、保険契約は請求日にさかのぼって消滅します。付加されている特約もすべて消滅します。
- 死亡保険金額の一部を支払った場合には、当社の定めるところにより、以後保険金額は請求日にさかのぼって減額されたものとしてお取扱します。この場合、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払しません。付加されている特約は消滅することなく続きます。

主な
保
険
用
語
の
ご
説
明

更
新
に
つ
い
て

主
契
約
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

- リビング・ニーズ特約による保険金の支払対象となる死亡保険金額とは、当社所定の主契約および特約の死亡保険金の額（名称のいかんを問いません。）を合算した金額をいい、特約の家族年金の現価の額を含みます。

この特約による保険金のお支払について

- 保険金のお支払について
被保険者から当社にご請求があり被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、**この特約による保険金^{*1*2}**を被保険者にお支払します。
 - *1 複数の保険契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合でも、この特約による保険金の最高支払限度は他のご契約と通算して、一被保険者につき3,000万円を限度とします。3,000万円をこえた場合には、そのこえる部分については、この特約による保険金のお支払はできません。この場合、このリビング・ニーズ特約による保険金請求者が被保険者であるか指定代理請求人であるかを問いません。ただし、保険金請求者が法人（個人事業主は除きます）となるご契約の場合、この特約による保険金の最高支払限度は保険契約の死亡保険金額等と同額になります。
 - *2 この特約による保険金支払の際には、支払保険金額から6か月相当分の利息および保険料を差し引きます。このとき、貸付金がある場合にはその元利金合計額も合わせて差し引きます。

余命6か月以内の判断について

- 余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、当社の医師の見解（場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン）も含めて慎重に判断します。
- 余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行なっても余命6か月以内であることを意味します。
- 「診断書」中には、被保険者の余命が6か月以内であることに関する医師の意見を記入していただく部分があります。ご請求の際には、この欄に医師の意見を記入していただけてください。



- リビング・ニーズ特約による保険金支払は一保険契約について1回を限度とします。
- リビング・ニーズ特約による保険金のご請求時に、対象となる主契約または特約が保険金削減期間中である場合には、この特約により支払われる保険金額についても、保険金削減支払法を適用します。

■リビング・ニーズ特約による保険金のお支払をご希望の場合、「ご契約のしおり」の「保険金等の請求方法について」をご覧ください、すみやかに当社へご通知のうえ、**所定の請求書類**  をご提出ください。



所定の請求書類

>>> リビング・ニーズ特約条項 附則参照



- リビング・ニーズ特約による保険金請求は、主契約および主契約に付加されている各特約の保険期間満了時（自動更新契約にあっては自動更新期間満了時）の12か月前までであることが必要です。

保険金をお支払できない場合

■保険契約者または被保険者の故意により、被保険者の余命が6か月以内と判断される状態に該当したときはこの特約による保険金のお支払はできません。

※告知義務違反による解除、重大事由による解除につきましては、主契約の取扱に準じます。

特約の
保 障
内 容

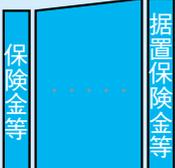
保険金等の支払方法の選択に関する特約

保険金等を年金支払または据置支払するための特約

特 徴

保険金等の支払方法の選択に関する特約を付加することによって、保険金等を一時金以外の方法で受け取ることで、保険金等の受取人の将来の生活の安定をはかることができます。

選 択 可 能 な 受 取 方 法

<p>確定年金 (年金支払 期間指定 型)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指定された年金支払期間中、その年金支払期間により定まる一定額の年金を、お支払します。 年金支払期間中に年金受取人が死亡された場合は、死亡一時金（年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価）をお支払します。 	
<p>確定年金 (年金額指 定型)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指定された年金額を、その年金額により定まる年金支払期間中、お支払します。 年金支払期間中に年金受取人が死亡された場合は、死亡一時金（年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価）をお支払します。 	
<p>保証期間付 終身年金</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年金受取人が年金支払日に生存されている場合、年金をお支払します。 保証期間中に年金受取人が死亡された場合は、死亡一時金（保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価）をお支払します。 	
<p>保証期間付 夫婦連生 終身年金</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年金受取人またはその配偶者のいずれかが年金支払日に生存されている場合、年金をお支払します。 保証期間中に年金受取人およびその配偶者のいずれかが死亡された場合は、死亡一時金（保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価）をお支払します。 	 <p>夫婦いずれかが生存されている限り終身受取</p>
<p>据置支払</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保険金等や解約返戻金の全部または一部を据え置くことができます。 	

●受取方法の詳細につきましては、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項をご覧ください。

■ 保険金等の支払方法の選択に関する特約はつぎのとおり付加することができます。

- ① 保険金等（所定の給付金を含むものとしす）を年金支払または据置支払によりお受取になる場合、保険契約者または保険金の受取人からのお申し出により付加することができます。
- ② 当社所定の要件を満たした解約返戻金を年金支払または据置支払によりお受取になる場合、保険契約者からのお申し出により付加することができます（ご契約によっては、お取扱できない場合があります）。

※ 保険金等のお支払後には、この特約は付加できません。

■ 年金支払または据置支払の対象となる金額はつぎのとおりです。

- ① 保険金等（所定の給付金を含むものとしす）の場合、保険金等の全部または一部
- ② 解約返戻金の場合、解約返戻金の全部または一部

年金額および据置利息は、将来実際に年金基金が設定されまたは据置が開始された時における、当社所定の利率および計算方法により計算します。



- 年金受取人が保険金等の支払方法の選択に関する特約を解約することができるのは、年金基金設定日以後年金開始日前に限ります。
また、据置保険金等の受取人は、保険金等の支払方法の選択に関する特約を解約することはできません。
ただし、年金支払や据置支払にかえて、一時支払をご請求いただけます。
詳しくは、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項の年金または据置保険金等の一時支払の項目をご覧ください。
- 年金受取人が法人の場合、保証期間付夫婦連生終身年金および保証期間付終身年金のお取扱はしません。
- その他、この特約のお取扱等詳しい内容につきましては、当社までお問い合わせください。

ご契約のしおり

主な
保険
用語
の
ご
説
明

更
新
に
つ
い
て

主
契
約
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

■ 保険金等の支払方法の選択に関する特約による年金、死亡一時金および据置保険金等のお支払をご希望の場合、「ご契約のしおり」の「保険金等の請求方法について」をご覧ください、すみやかに当社へご通知のうえ、**所定の請求書類**をご提出ください。



ご参照

所定の請求書類

>>> 別表 4 参照

死亡一時金等をお支払できない場合

- ① 死亡一時金受取人が、故意に**年金受取人*¹**を死亡させたときはこの特約による死亡一時金のお支払はできません。
- ② 配偶者が、故意に年金受取人を死亡させたときはこの特約による夫婦年金のお支払はできません。

* 1 保証期間付夫婦連生終身年金の場合は、年金受取人または配偶者

※ 重大事由による解除につきましては、主契約の取扱に準じます。



ご契約について
大切なことから

つぎの場合には保険金・給付金をお支払できず、また保険料のお払込を免除できません

免責事由に該当する場合

保障の責任開始期以後に、つぎのいずれかによりお支払事由に該当したときは、保険金・給付金・一時金・年金のお支払はできません。

保険金等の名称	免責事由（お支払できない事由）
死亡保険金 特約死亡保険金	<ol style="list-style-type: none"> ①責任開始日（最後の復活日・復旧日）から2年以内の被保険者の自殺*¹ * 1 自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金をお支払する場合がありますので、当社へお問い合わせください。 ②保険契約者または死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき
高度障害保険金 特約高度障害保険金	<ol style="list-style-type: none"> ①保険契約者または被保険者の故意によって高度障害状態（別表1）になられたとき
特定損傷給付金* ² 災害入院給付金* ² 疾病入院給付金* ³ 手術給付金* ³ 入院初期加算給付金* ³ 見舞給付金* ³ 手術・放射線治療給付金* ³ 傷病一時給付金* ³ 災害死亡保険金* ⁴ 災害高度障害保険金* ² 障害給付金* ² 入院一時金* ³ 長期入院給付金* ³ 通院給付金* ³ 特約介護年金* ³ 入院一時給付金* ³ 先進医療給付金* ³ 就労不能障害保険金* ⁵	<ol style="list-style-type: none"> ①保険契約者の故意または重大な過失 ②被保険者の故意または重大な過失 ③被保険者の犯罪行為 ④被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧被保険者の薬物依存（各特約条項の附則） ⑨災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失

* 2 免責事由①～⑦適用

* 3 免責事由①～⑧適用

* 4 免責事由①～⑦および⑨適用

* 5 免責事由①～⑧適用（就労不能障害特約（無解約返戻金型）のお支払事由(1)に該当した場合）
免責事由①②③⑧適用（就労不能障害特約（無解約返戻金型）のお支払事由(2)に該当した場合）

主な
ご保険
説明更新
について主
契約
について特
約
についてご
契約
について
大切な
ことがら保
険
金
等
の
請
求
方法
についてそ
の
他
諸
制
度
について

保険料のお払込を免除できない場合

保障の責任開始期以後に、つぎのいずれかにより保険料のお払込を免除する場合に該当したときは、保険料の払込免除のお取扱はできません。

1 無配当平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の犯罪行為
- ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故
- ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2 新医療保険、医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型）、一時金給付型医療保険（保険料払込中無解約返戻金型）

被保険者が、つぎの理由により高度障害状態（別表1）になられたとき

- ① 保険契約者または被保険者の故意

被保険者が、つぎのいずれかにより身体障害状態（別表3）になられたとき

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の犯罪行為
- ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故
- ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

特約において「保険料の払込を免除できない場合」は、主契約の取扱いに準じます。*1

* 1 疾病障害による保険料払込免除特約については、疾病障害による保険料払込免除特約のページ、就労不能障害特約（無解約返戻金型）については、特約条項をご覧ください。

保障の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因とする場合

保障の責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、保障の責任開始期以後に高度障害状態・要介護状態または特定疾病により、所定のお支払事由に該当した場合や、保障の責任開始期前に生じた不慮の事故による傷害または疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます）を直接の原因として、保障の責任開始期以後に入院された場合や手術を受けられた場合、療養を受けられた場合でも、保険金・給付金等のお支払はできません。また、保障の責任開始期以後に保険料の払込を免除する場合に該当したときでも、保険料の払込免除のお取扱はできません。

ただし、以下の場合には保険金・給付金等の支払対象、または保険料のお払込免除の対象になることがあります。

保障の責任開始期前に生じた疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます）について「加入時に正しい告知をいただいた場合」や、「告知の時点で病院等での受診歴がなく、健康診断等で異常を指摘されたことがない場合（ただし、その疾病による症状について認識または自覚していた場合を除きます。）」（悪性新生物（がん）の診断確定を要件とするお支払事由はこのお取扱の対象となりません）。

告知義務違反による解除の場合

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合は、給付金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。

重大事由による解除の場合

つぎのような重大事由に該当し、ご契約が解除された場合は、保険金・給付金・一時金・年金のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。

当社が重大事由により保険契約を解除するのはつぎのような場合です。

- ① 給付金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合
- ② 給付金等のご請求に関して詐欺行為（未遂を含みます）があった場合
- ③ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金の額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ④ 保険契約者、被保険者、給付金等の受取人が、反社会的勢力^{*1}に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められる場合
- ⑤ この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者、給付金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待できない上記①～④と同等の事由がある場合
- ⑥ 保険契約者、被保険者、給付金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①～⑤と同等の重大な事由がある場合

この場合、上記に定める事由が生じた後に、給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、当社は給付金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。ただし、上記④の事由にのみ該当した場合で、複数の給付金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、給付金等のうち、その受取人にお支払することとなっていた給付金等を除いた額を、他の受取人にお支払します。

また、すでに給付金等をお支払していたときでも、当社はその返還を請求することができ、すでに保険料のお払込を免除していたときでも、当社はその保険料のお払込を求めることができます。

- * 1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- * 2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

詐欺によりご契約が取り消された場合や給付金等を不法に取得する目的によりご契約が無効とされた場合は、給付金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。この場合、すでにお払込いただいた保険料は払い戻しません。

ご契約の失効の場合

保険料のお払込が行われずご契約が失効した場合は、給付金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。



ご注意

- 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によりお支払事由が生じた場合、該当する被保険者の数の増加等により、この保険・特約のそれぞれの計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険金・給付金・一時金・年金等を削減してお支払するか、お支払しないこと、または保険料のお払込を免除しないことがあります。

当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。

「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例

ご契約内容によっては、記載された事例と異なる場合があります。「お支払する場合」の事例でも、保険金・給付金をお支払できない他の事由にあてはまるときは、お支払できないことがあります。

事例 1 責任開始期前の発病

高度障害保険金

入院給付金

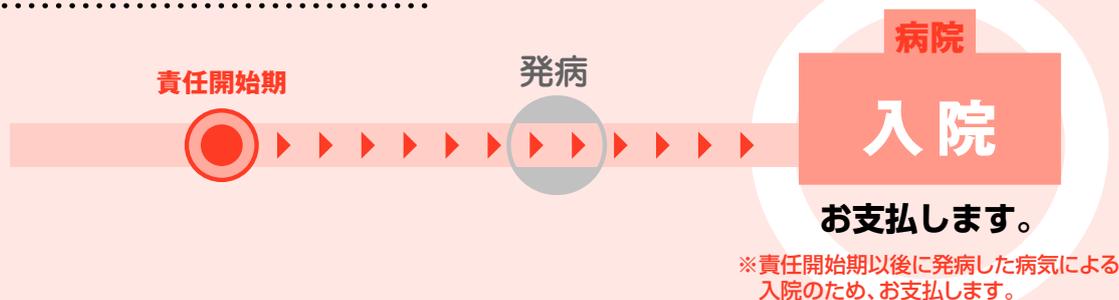
手術給付金等

保障の責任開始期前に生じた不慮の事故による傷害または疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます）を直接の原因として、保障の責任開始期以後に入院された場合や手術を受けられた場合は、入院給付金や手術給付金のお支払はできません。

<入院給付金の例>

お支払する場合

●責任開始期以後に発病した「糖尿病」で入院された場合。



お支払できない場合

●責任開始期前から「糖尿病」に対する継続的な治療を行っており、責任開始期以後に「糖尿病」で入院された場合。



ただし、以下の場合には入院給付金または手術給付金は、支払対象になることがあります（がんの診断確定を要件とするお支払事由はこの取扱の対象となりません）。

- ・保障の責任開始期前に生じた疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます）について「加入時に正しい告知をいただいた場合」や、「告知の時点で病院等での受診歴がなく、健康診断等で異常を指摘されたことがない場合（ただし、その疾病による症状について認識または自覚していた場合を除きます。）」。
- ・保障の責任を開始してから2年をこえてお支払事由が発生した場合

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約について大切なことがら

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

事例 2 1回の入院についての支払限度日数

入院給付金

医療保険・入院関係特約には、1回の入院に対する支払限度日数があります。

なお、お支払事由に該当する入院が2回以上あり、それらの入院が同一疾病の治療を目的とする場合は、原則1回の入院とみなし、入院日数を通算します。ただし、前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始された入院については新たな入院とみなし、入院日数の通算は行いません。

<医療保険(1入院限度180日のタイプ)での入院給付金の例>

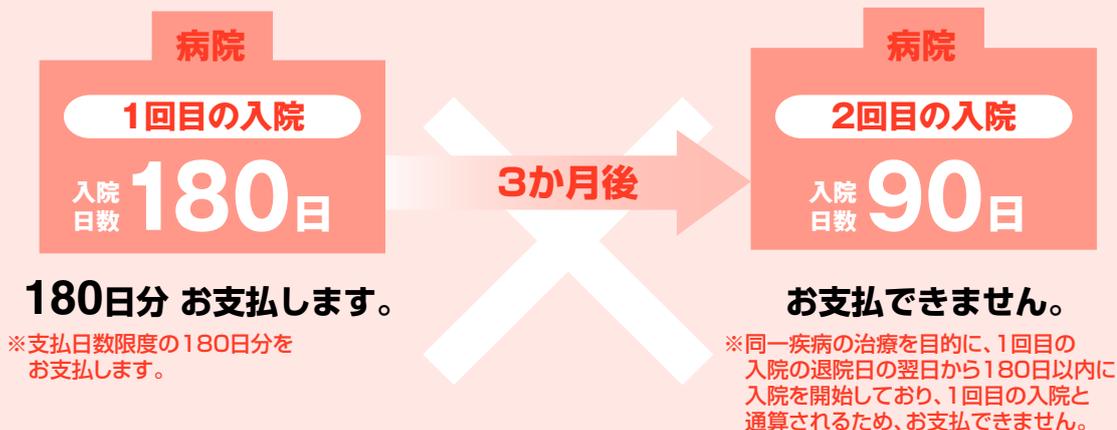
お支払する場合

- 「脳梗塞」で180日入院。
退院した1年後に同一疾病で90日入院された場合。



お支払できない場合

- 「脳梗塞」で180日入院。
退院した3か月後に同一疾病で90日入院された場合。



事例 3 不慮の事故

災害死亡保険金

障害給付金

災害入院給付金 等

災害死亡保険金や災害入院給付金等は、約款で定める「対象となる不慮の事故」を直接の原因とする場合にお支払します。

「対象となる不慮の事故」とは、**急激かつ偶発的な外来の事故**で、約款に定める分類項目に該当する事故をいいます。

※疾病または体質的な要因をお持ちの方が、「軽微な外因」(身体の外部からの軽度な要因)により発症または症状が増悪したときには、その「軽微な外因」は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。

ご病気を原因とする場合や事故が約款に定める分類項目に該当しない場合は、「対象となる不慮の事故」に該当しないため、お支払できません。

<災害死亡保険金、災害入院給付金の例>

お支払する場合

- 作業中に誤って高所から転落し、亡くなられた場合。
- 野球の練習中、ボールが足に当たって骨折し、入院された場合。

※「対象となる不慮の事故」の要件である急激かつ偶発的な外来の事故で、かつ約款に定める分類項目に該当するため、お支払します。

お支払できない場合

- ご病気による嘔下障害えんげしょうがいのある方が、喉に食物等をつまらせ、窒息によって亡くなられた場合。

※窒息の原因が疾病であり外来性がないため、「対象となる不慮の事故」に該当しません。

- 腰痛をお持ちの方が、床に落ちた物を拾おうと腰をかがめた時に、腰痛が悪化し入院された場合。

※疾病をお持ちの方が、日常動作を原因(軽微な外因)に症状が悪化したもので、「対象となる不慮の事故」に該当しません。

事例 4 約款に定める手術の種類

手術給付金

手術給付金のお支払は、約款の給付倍率表に定める手術であることが必要になりますので、手術の種類によってはお支払できないものがあります。

<手術給付金の例>

お支払する場合

<お支払する手術の例>

- 「虫垂炎」に対して、虫垂を切除する手術
- 「胆石症」に対して、胆石を摘出する手術
- 肋骨の骨折に対する観血的な手術
- がん治療のための根治手術 等

お支払できない場合

<お支払できない手術の例>

- 「扁桃炎」に対して、扁桃を摘出する手術
- 骨折手術の後に行われた抜釘術
- 指先の骨折に対する骨接合手術
- 検査目的の手術
- 美容整形目的の手術
- 視力矯正を直接の目的とする手術(レーザーシク等) 等

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約について大切なことがら

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

事例 5 障害状態と回復の見込み

高度障害保険金
障害給付金 等

高度障害保険金、障害給付金は、約款に定める障害状態に該当し、回復の見込みのないことがお支払の要件となります。

<高度障害保険金の例>

お支払する場合

- 両眼の矯正視力が0.02以下となり、**回復の見込みがない場合。**

※約款に定める障害状態に該当し、回復の見込みがない(症状固定)ため、お支払します。

お支払できない場合

- 病気で両眼の矯正視力が**0.02以下**となったが、手術を行い、**将来回復の見込みがある場合。**

※約款に定める障害状態に該当しますが、回復の見込みがあるため、お支払できません。

事例 6 告知義務違反による解除

故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活等の場合は復活日等）から2年以内であれば、ご契約が解除となり、保険金・給付金をお支払できないことがあります。

（責任開始日から2年を経過していても、2年以内に保険金や給付金のお支払事由が発生していた場合には、ご契約を解除することがあります）

※保険金等のお支払事由となる原因が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金等をお支払します。

<死亡保険金の例>

お支払する場合

- ご加入時に「**血圧が高いこと**」を告知書で**正しく告知し**、特別条件付（保険料の上乗せ）で加入された。

ご加入時から**1年後**に「**高血圧**」を原因とする「**脳卒中**」で亡くなられた場合。

※告知義務違反がないため、保険金をお支払します。

お支払できない場合

- ご加入前の「**慢性肝炎**」での通院について、告知書で**正しく告知せず**に加入された。

ご加入から**1年後**に「**慢性肝炎**」を原因とする「**肝癌**」で亡くなられた場合。

※告知義務違反のためご契約は解除となり、保険金はお支払できません。

事例 7 免責事由

死亡保険金

災害死亡保険金

災害入院給付金 等

死亡保険金、入院給付金等については、約款で免責事由が定められています。

＜災害死亡保険金、災害入院給付金等の主な免責事由＞

- ・被保険者の「故意」または「重大な過失（著しい不注意）」を原因とするとき
- ・被保険者の精神障害、泥酔の状態を原因とする事故によるとき 等

＜死亡保険金の主な免責事由＞

- ・ご加入後（復活等の場合は復活後等）、所定の期間内での自殺 等

＜災害死亡保険金の例＞

お支払する場合

- 仕事の疲れから、居眠り運転をしてしまい、路肩に衝突して亡くなられた場合。
- 酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行中、走行してきた車にはねられ亡くなられた場合。

お支払できない場合

- 被保険者が、危険であることを認識できる状況で、高速道路を逆走して対向車と衝突し亡くなられた場合。
- 泥酔して道路上で寝込んでいるところを車にはねられ亡くなられた場合。

※被保険者に重大な過失があるため、お支払できません。

事例 8 特別条件の付加されたご契約でのご請求

入院給付金

手術給付金 等

特定のご病気またはおからだの特定の部位を保障対象外とする条件が付加されたご契約の場合、この条件の不担保期間中で、特定のご病気または特定の部位に発症したご病気を原因とする入院、手術等は、保障の対象外となります。

＜入院給付金の例＞

お支払する場合

「異常妊娠・異常分娩」を保障対象外とする特別条件が付加されたご契約で、「急性虫垂炎」での入院をご請求される場合。

お支払できない場合

「異常妊娠・異常分娩」を保障対象外とする特別条件が付加されたご契約で、「切迫早産」での入院（不担保期間中）をご請求される場合。

※保障対象外である「異常妊娠・異常分娩」に該当するため、お支払できません。

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

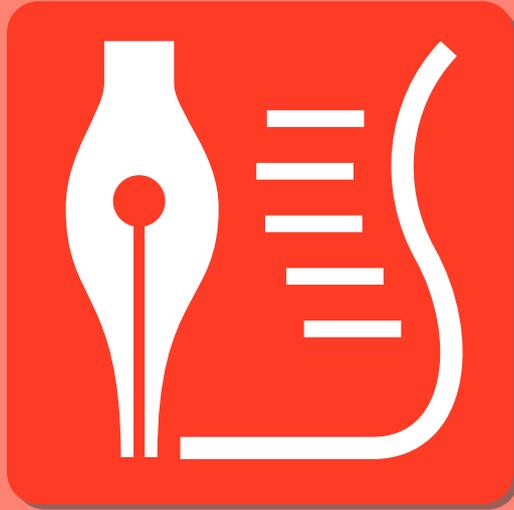
特約について

ご契約について大切なことがら

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

Memo



保険金等の 請求方法について

保険金等の請求方法について

死亡保険金や入院・手術給付金等の迅速で正確なお支払には、お客さまからの早期のご連絡が大変重要な情報となります。

ご契約関係者（保険契約者、被保険者等）にご不幸があった場合やご入院・手術をされた場合には保険金・給付金等がお支払できる可能性がありますので、ご不明な点のご質問等も含めて、当社までご連絡ください。

保険金等請求のお手続は、以下（1～4）の手順にて行います。

1 当社にて、ご請求のお申し出をお受けした後、
ご請求に関する書類*1を交付または郵送します。

* 1 保険金等の各種請求書類は当社ホームページからダウンロードすることができます（一部ホームページからダウンロードできない書類があります）。



2 所定の書類に必要な事項をご記入いただくとともに、
診断書等をご準備ください。
すべての書類が整いましたら、当社へご提出ください。



3 当社にて、ご提出いただいた書類の内容を拝見します。



4 ご契約の約款の内容に従い、保険金等をご指定の
口座へお支払します。

※必要書類に不備がありますと、お支払が遅れることがありますのでご注意ください。
※保険金等のご請求について、上記の方法のほかに情報端末によるお手続を認めることがあります。



ジブラルタ生命コールセンター

受付時間 平日9:00～18:00
土曜9:00～17:00
(日・祝・12/31～1/3を除く)

一般のお客様 **0120-37-2269** **通話料無料**

■ご請求についてのご注意

- ・ 保険金等・返戻金の元利金または保険料払込免除のご請求は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。
- ・ 保険金等のお支払等の際し、事実の確認を行う場合があります。事実の確認の際し、当社からの事実の照会をしましたらありのままをお答えください。正当な理由がなく回答または同意を拒まれたときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等をお支払しません。当社が指定した医師による診断をお願いしたときも同様です。

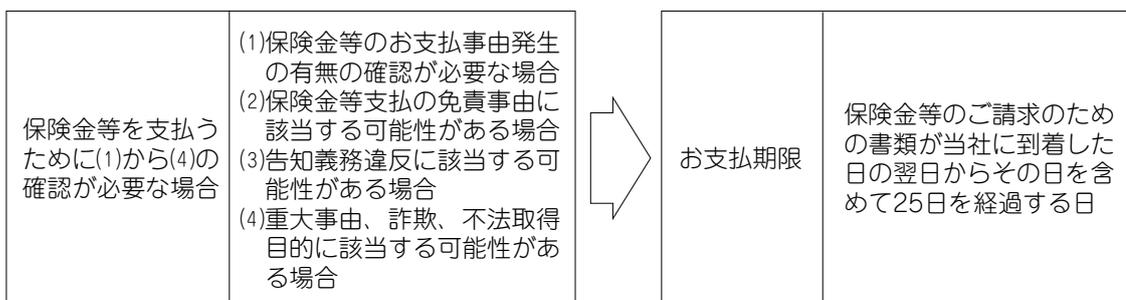
■保険金等のお支払場所について

- ・ 保険金等は、本社または当社の指定した場所（指定口座等）でお支払します。

■保険金等のお支払期限について

保険金等は、そのご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払します。

ただし、保険金等をお支払するために追加で確認・照会・調査が必要な場合には、それぞれのケースに応じたお支払の期限を約款に定めました。追加で確認・照会・調査が必要な場合、当社は保険金等をご請求した方にその旨を通知します。



上記(1)から(4)を確認するために特別な照会等が必要な場合のお支払期限については、普通保険約款等をご覧ください。

普通保険約款等で定めた期限をこえた場合、期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金等をお支払します。

- ※「書類が当社に到着」とは、「完備された請求書類が当社に到着」したことをいいます。
- ※保険金等をお支払するための上記の確認等の際し、保険契約者・被保険者・保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払しません。

Memo



その他諸制度について

個人情報の取扱について

■個人情報の取得・利用

当社は、お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、個人情報を以下の利用目的の範囲において取得・管理・利用いたします。なお、個人番号および特定個人情報については、マイナンバー法の定める個人番号関係事務を処理する目的で、取得・管理・利用いたします。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

■個人情報の提供

お客さまご本人の同意がある場合、または法令等により必要と判断される場合を除き、お客さまの個人情報を第三者へ提供いたしません。

なお、個人情報のうち、個人番号および特定個人情報については、マイナンバー法に定める場合を除き、第三者へ提供いたしません。

■保有個人データの開示・訂正・利用停止等

お客さまご本人の保有個人データに関する開示・訂正・利用停止等のお申し出は、当社コールセンターまたは最寄りの営業拠点で承ります。お申し出者をご本人であることを確認させていただいたうえで、法令に従い、当社の定めるところにより、開示・訂正・利用停止等いたします。

■個人情報に関するお問い合わせ先

当社は、個人情報の取扱に関するお問い合わせや苦情等に対応するため、専用の窓口を設け、お客さまからのお問い合わせや苦情等に誠実に対応します。

【ジブラルタ生命の個人情報に関する窓口】

- ジブラルタ生命 コールセンター

ミナ ジブロック
0120-37-2269

受付時間：平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00（日・祝・12/31～1/3を除く）

【当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について】

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱に関する苦情・相談を受け付けております。

- ・お問い合わせ先

（一社）生命保険協会 生命保険相談室 TEL 03（3286）2648

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間：9:00～17:00（土・日曜、祝日などの同協会休業日を除く）

- ・ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

当社の個人情報の取扱についての詳細は、当社ホームページで公表しております。

<https://www.gib-life.co.jp/>

取引時の確認について

ご契約時に確認させていただいたご本人を特定するための事項等に変更があった場合には、当社へすみやかにお知らせください。

※「ご本人を特定するための事項等」とは、本人特定事項（氏名、住居、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業内容、法人のお客様の場合は実質的支配者（法人の議決権総数の4分の1超の議決権を有している者等）をいいます。

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約について大切なこと

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

保険契約等に関する情報の共同利用について

「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受の判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払の判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込があった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受できなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込があった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受またはこれらの保険金等のお支払の判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受およびお支払の判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受およびこれらの保険金等のお支払の判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開しません。

主な保険用語のご説明

更新について

主契約について

特約について

ご契約について大切なこと

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込があった場合、お申込の対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)~(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「**契約内容登録制度・契約内容照会制度**」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

※「**契約内容登録制度・契約内容照会制度**」の最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.gib-life.co.jp/>) をご確認ください。

「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただきます。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料およびお払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読みかえます。

※「**支払査定時照会制度**」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

※「**支払査定時照会制度**」の最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.gib-life.co.jp/>) をご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について

生命保険会社は、生命保険契約の保障機能をまっとうするため、とりわけ生命保険契約が長期にわたるご契約であることに留意しながら、保険業法の定めるところにより、国の免許を受けて、主務官庁の監督のもと健全な経営に努めております。

ただし、万一、生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、経営が困難となった場合またはその蓋然性がある場合には、主としてつぎのような処理が行われる可能性があり、これに伴い、ご契約にも影響が出る可能性があります。

■ 保険業法に基づく契約条件の変更手続

保険業法の定めるところにより、主務官庁の承認、株主総会の特別決議および保険契約者の異議申立て手続を経て、保険金額の削減その他のご契約内容の変更（保険業法の「契約条件の変更の限度」の規定の範囲内の変更に限られます。）が行われることがあります。

■ 保険業法に基づく破綻処理

つぎのときには、保険業法の定めるところにより、ご契約内容の変更（保険業法の「契約条件の変更の限度」の規定の適用はありません。）が行われることがあります。

- (1)他の保険会社または生命保険契約者保護機構へ保険契約の移転が行われるとき
- (2)他の保険会社との合併が行われるとき
- (3)他の保険会社または保険持株会社の子会社となるとき

■ 一般の倒産法制の利用

会社更生法等の倒産法に基づく手続が行われるときには、生命保険会社の財産状態に応じて、各倒産法の定めるところにより、ご契約内容の変更が行われることがあります。

【生命保険契約者保護機構について】

上記の制度の利用に加えて、保険業法の定めるところにより、生命保険会社が生命保険契約者保護機構に申込を行い、これが認められたときには、生命保険契約者保護機構からの資金援助が行われることがあります。

ただし、生命保険契約者保護機構からの資金援助が行われるときにも、ご契約時にお約束した保険金額等が保証されているものではありません。

主な
保険
用語
のご
説明

更新
につ
いて

主契
約に
つい
て

特約
につ
いて

ご契
約に
つい
て
大切
なこ
とが
ら

保険
金等
の請
求
方法
につ
いて

その
他諸
制度
につ
いて

「生命保険契約者保護機構」につきましては



「ご契約のしおり」中の「生命保険契約者保護機構」について」をご参照ください。



- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、上記のご契約内容の変更が行われた場合には、保険契約者または保険金等の受取人のお受取になる金額が、お払いただいた保険料の合計額を下まわる可能性があります。

「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約のお引受、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によってはご契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）をこえていたご契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$

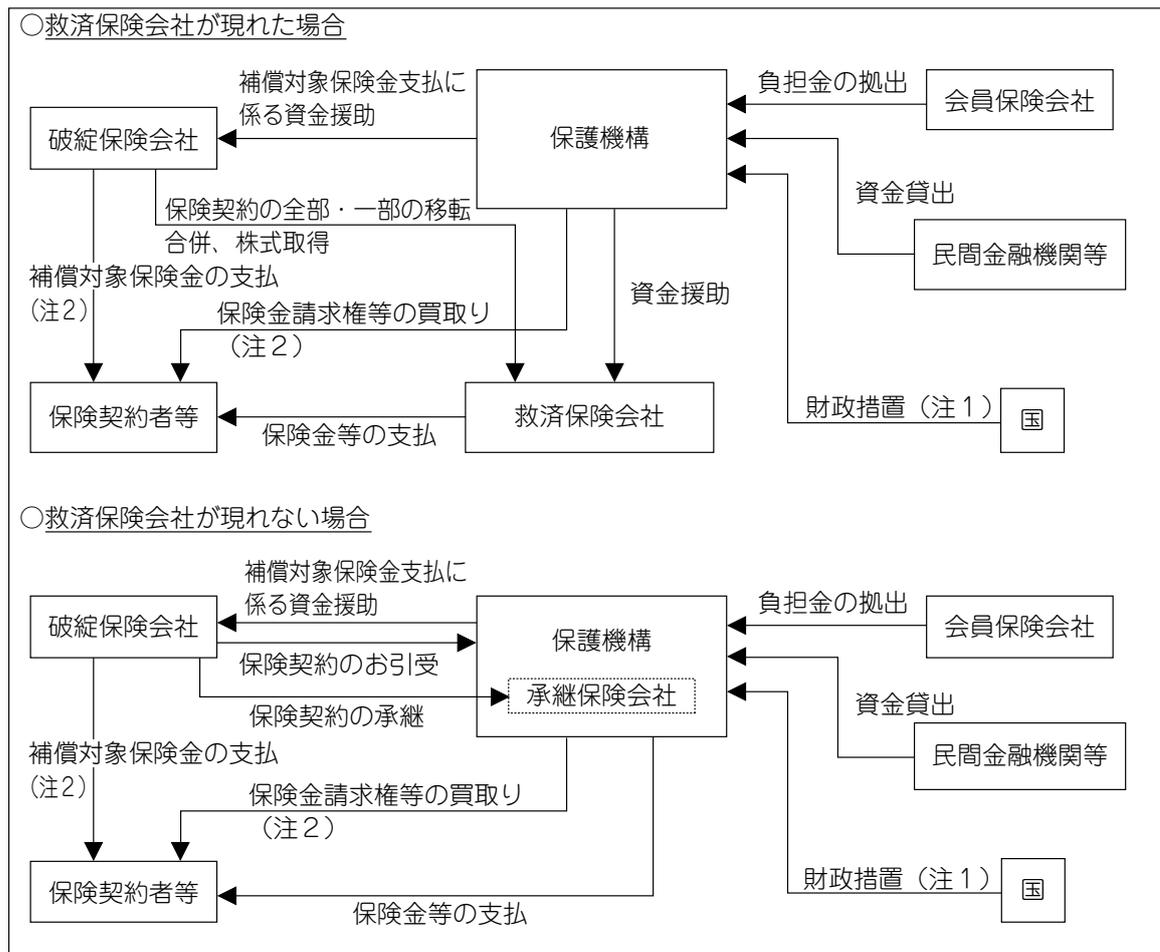
（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎

に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払にそなえ、保険料や運用収益等を財源として積み立てている準備金等をいいます。
- ※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【生命保険契約者保護機構（概略図）】



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて2022年4月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- ・生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先
 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

Memo

Memo

Memo

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ・(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- ・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。



引受保険会社

ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

一般のお客様 **0120-37-2269** ミナジブロック 通話料無料

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

お問い合わせ先（担当者）